

23. DISABILITY

23.01 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)によれば、

「憲法は、非合法化された差別根拠として障害者を明示的に挙げていない。障害者の平等な権利は障害者法(PDA)の定めるところであるが、様々な計画の実施を政府の「経済的能力」次第とするある条項によって、この法律の効果は著しく弱まったと考えられている。身体障害者や精神障害者に対する雇用、教育及び医療アクセス上の差別行為が広い範囲で発生した。公共の建物、交通機関及び空間の障害者の利用は法の下に義務付けられなかった。車椅子の利用を可能にする規定もほとんどなかった。2001 年の国勢調査によれば、現在インドには 2200 万人の障害者が居住するが、NGO の推定では実際の人数はこれをはるかに上回るとされる。World Bank の報告では、障害者が全人口に占める割合は 4%から 8%であった。」 [2e] (第 5 節)

23.02 同じ資料によれば、

「政府及び PDA は障害者の雇用見通しを改善した。例えば、PDA は公職の 3%を 身体障害者、聴覚障害者及び視覚障害者に留保することを義務づけた。公務員の障害者の割合はわずか 0.44%であったため、政府はこの数字を引き上げるために、NGO への資金を増額した。障害者の対労働力比率が 5%を超えることを目指した PDA の民間企業に対する経済的便宜にもかかわらず、障害者の民間部門雇用率は依然として低かった。7 月 17 日、中央政府は月給 25,000 ルピー (およそ 568 米ドル) の仕事を扱う民間企業対象とした奨励策計画を可決した。」 [2e]

23.03 同じ報告書の続きによれば、

「PDA は Central Coordination Committee を創設し、その報告によれば、特別支援を必要とする児童およそ 100,000 人が、全国 2500 の統合的包括教育又はノンフォーマル教育施設に在籍していた。MHRD の 2006 年の報告では、精神障害児の就学率は 53%ですべての集団の中で最も低く、次いで、言語障害者の 57.5%、聴覚障害者の 68%の順に続いた。 [2e] (第 5 節)

- 23.04 National Human Rights Commission (NHRC)が(2009年12月6日にアクセスした)ウェブサイト上でのべたところによれば、

「NHRC は障害者が様々な形態の差別、社会的疎外及び周縁化に直面している事実について深く懸念している。このため、同委員会は障害者の権利保護に向けていくつかのイニシアティブを実施した。NHRC、NGO 等から寄せられる個々の苦情の軽減に特に力を入れてきた。また同委員会は、関連法を見直しその改善について勧告を行った。こうした努力が実り、2001年の国勢調査では、これまで擁護してきた障害者一覧を記載する必要がようやく実現された... 委員会はこの他にも、障害者の権利に対する意識拡大に向けて広報活動を行うと共に、研究調査も実施している。委員会は以前から、障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的かつ総合的な国際条約に加盟する必要を支持している。[47c]

- 23.05 NHRC のウェブサイトで指摘されたところでは、州及び連邦直轄政府は、障害者を尊重する政策及び行動計画を実施する責任を依然として果たしていない。

「NHRC」は閣僚と各州及び連邦直轄地の首相に勧告を行い、国家障害者政策・行動計画を展開し、障害者の利益を配慮した社会保障、雇用機会、社会復帰及びバリアフリーインフラを提供するよう要求している。」[47c]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

24. 女性

インドにおける女性の地位に関する補足情報は、[第 25 節: 子供](#) 及び [第 26 節: 人身売買](#) の中で見ることができる。

概観

24.01 2009 年 2 月 5 日に更新された CIA World Factbook に記載された 2008 年 7 月の推定によれば、総人口およそ 11 億 4800 万人のうち、女性はおおよそ 5 億 5600 万人である。[35]

24.02 インドは 1993 年 7 月 9 日、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する国連条約 (CEDAW) を批准した。[6b] (CEDAW 加盟国、日付不明) National Alliance of Women (NAWO) の協力の下に International Women's Rights Action Watch (IWRAP) が公表した、2006 年 11 月付けの『インド: CEDAW に関する第 2 回内部報告書』と題する報告書によれば、「インド憲法では CEDAW 第 1 条の詳しい条項に記載された『女性に対する差別』が定義されていない。かかる定義はどの法律にも反映されていない。また、基本権の保障に含まれる平等の権利は、私的個人による差別を網羅していない。これはインドの法制度における重大な欠陥である。」[30] (p7)

24.03 Department of Women and Child Development が 2009 年 12 月 20 日にアクセスした女性の権力拡大に向けた国家政策 2001 の中で述べたところによれば、

「憲法、法令、政策、計画、事業及び関連する機構の中で明確に述べられた目標とインドにおける女性の地位に関する現状との間には、依然として大きな格差が存在するが、他方には、インドの女性の地位に関する状況的現実というものもある。ジェンダー不平等の根本的原因は、公式・非公式の規範並びに慣行を土台とする社会経済構造と関係がある。指定カースト/指定部族/その他の後進階級及び少数派等の弱者層に属す女性は、その多くが農村地域に住み、非正規部門や非組合部門で就労するため、教育、保健医療及び生産的資源の利用機会に十分恵まれない。このため、こうした女性達の多くは依然として周縁化され、貧困で、社会から疎外されている。」 [24f] (女性の啓発; 女性の権利拡大に向けた国家政策 2001)

24.04 UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women(CEDAW) は 2007 年 2 月 2 日付けの第 37 回会議の結論の中で、2010 年を期限にすべての婚姻が登録されるようにすることを特に約束した、女性の権利拡大に関する国家政策 2001 の導入において、インド政府に進歩が見られたことを認めた。また、国家予算に計上され、全部門の開発計画支出の 30%を女性問題に投じるとする Women Component Plan は、同委員会に好意的に認められた。委員会は州政府が様々な計画を通じて初等教育の登録者数増大を達成したこと、ならびに 2005 年の家庭内暴力女性保護法を導入したことについても前向きとみなした。 [6f]

24.05 しかし、CEDAW が同報告書の中で述べたように、「女性に対する法の下での平等が多くの分野で実現された一方で、実際の平等の実現にはまだ多くの障害が残っている。」同報告書には、この条約加盟国が特定の勧告に従って行動しなかった若しくは全く実施しなかったいくつかの関連分野が記録された。かかる関連分野には男女差別法の非適用、ジェンダー暴力の問題に総合的に取り組む国家行動計画の策定、ダリット女性に対する差別禁止法の執行、女性の司法参加機会の拡大に向けた積極的措置の実施、農村及び部族地域の貧困かつ周縁化された女性層向け無償法律サービスの利用拡大、部族集落の女性の避難などが含まれた。女性難民申請者及び女性難民に悪影響を与えた難民申請者及び難民の地位については、いかなる法規則も制定されなかった。 [6f]

24.06 2006 年 11 月の IWRAW 報告書によれば、

「様々な形態のジェンダー暴力の蔓延は、国内のほぼ全女性に対し平等の権利の実際の実現を阻害してきた。インドで頻繁に起こるジェンダー暴力の形態には、家庭内暴力、持参金関連の暴力、性的虐待、性的嫌がらせの他、女兒中絶、ダリット女性に対する暴力、性的志向に基づく法を悪用した暴力などがある。 [30] (p8)

24.07 OneWorld.net が 2008 年 7 月 1 日にアクセスした 2007 年 9 月更新の国別案内インド編によれば、

「インドに関する多くの恐ろしい公民統計資料の中で、6 歳未満の男児 1000 人に対する女兒数 927 人という男女比ほど動揺を与えるものはない。この男女比は世界で最も不均衡であり、しかも毎年悪化する傾向にある。そこから推測される恐ろしい子殺しには、法の不遵守を含め、その根底に文化的及び経済的

動機が存在する。ジェンダー差別は、名誉殺人という極端な慣習から、議会における女性議席数に対する反論に至る様々な側面でインド社会全体に浸透している。しかし、政府は第 11 次 5 カ年計画案の中でも、2004 年ヒンドゥー相続(改正を含む)法案の可決によっても、女性の地位向上を目指す姿勢を示し、男子成員と女子成員に平等な財産権を与えている。2005 年に可決された家庭内暴力法も、数年にわたる女性団体の抗議運動の成果を示すものである。」[70]

24.08 Freedom House の世界の自由 2008 によれば、「ムスリムの個人身分法とヒンドゥーの伝統的慣習には、相続、養子縁組及び財産権について女性差別が見られる。」

社会経済指標

24.09 女性・子供開発省が 2007 年に公表した女性に関する統計指標ハンドブックのによれば、

- 2001 年から 2005 年期を見ると、推定寿命は女性が 66.1 歳、男性は 63.8 歳である。
- 1991 年及び 2001 年の国勢調査では、7 歳以上人口の識字率は以下のようにになっている。

	合計 I	女性	男性
比率差			
1991	52.2%	39.3%	64.1%
24.8%			
2001	64.8%	53.7%	75.3%
21.6%			

- 2001 年時点では、中等教育(matric)修了者は女性が 10.9%で男性が 19.6%であった。学位、ディプロマその他の義務教育後の資格の取得者は女性人口全体の 2.6%であった。(2001 年国勢調査 Censu)
- 2005 年を見ると、賃金就労者－農業を除く－の 20.2% は女性であった (NSSO 実地調査)。正規部門の女性就労者は全体の 50%強であった。2001 年の国勢調査によれば、就業率は男性が 51.9%で女性は 25.7%であった。しかし、求職人口(職業紹介所の登録者)の大多数は男性であった。

- NSSO の 2004 年度実地調査の結果、臨時雇い労働者の平均日給にはかなりのばらつきがあることが示された。
 都市部: 男性 75.51 ルピー 女性 44.28 ルピー
 農村部: 男性 56.53 ルピー 女性 36.15 ルピー
- 2001 年の国勢調査によれば、インドでは母子家庭はわずか 2000 万世帯未満で、全世帯数に占める割合は 10.4%であった。
- 栄養と健康に関してみると、2005 年度の調査の結果、15 歳から 49 歳の婚姻女性の 56.2%— 都市部では女性の 51.5%、農村部では 58.2% が貧血症であった。妊婦の場合は同じ年齢層の 57.9%が貧血症であった。調査対象の女性の 33%は体格指数が正常未満であった。これに対し男性は 28%であった。栄養失調の罹患率はやはり農村部の方が圧倒的に高かった。

[24k]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

法的権利

24.10 インド憲法は女性に対し以下を保障すると述べている。

- 法の下での平等。第 14 条。
- 宗教、人種、カースト、性別、出自又はこれらのいずれかを根拠とする国家的差別を受けないこと。第 15 条 (1)
- 女性及び児童に有利な国の特別規定。第 15 条 (3)
- 国の下にある官職への雇用又は任命に関する事項において、全公民を対象とする機会均等。第 16 条
- 男女に対し適正な生計手段の権利を平等に保障するよう指導する国家政策。第 39 条(a)
- 男性及び女性に対する平等な同一労働同一賃金。第 39 条 (d)
- 正当かつ人道的な労働条件の保障及び出産助成に関する国家规定。第 42 条
- 調和を促進し、女性の尊厳を否定する一切の慣行を廃止すること。第 52 条 (a) [24c]

- 24.11 2008年6月1日にアクセスした女性・子供開発省は、女性に直接関係する様々な法律を掲載する。[73] (立法/法律)

女性家庭内暴力保護法案 2005 に関する情報については、下記 『持参金』 及び家庭内暴力 を参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

政治的権利

女性政治家

- 24.12 2007年Pratibha Patilが初代女性大統領に就任した。(BBC、2009年8月19日) [32h] Sonia Gandhiは1988年以降、会議派の総裁を務めたが、2004年に明け渡された首相の地位を固辞した。Sonia Gandhiは *Forbes* 誌と *Time* 誌の世界で最も有力な/影響力を持つ女性の1人に挙げられた。Indira Gandhiは1966年にインドの初代女性首相に就任し、4期にわたって首相を務めた。(Europa Worldonline、2009年11月20日アクセス)[1] しかし、2009年5月時点では、Lok Sabha (下院) 議席総数543のうち女性議員はわずか59人であった。(インド議会、2009年12月2日) [104a] 2008年のRajya Sabha (上院)の女性代表は全体の8.6%であった。(Centre for Social Research 年次報告書2008) [54a]

- 24.13 2006年11月のNational Alliance of WomenのCEDAWへの第2回NGOシャドーレポートの論評によれば、

「積極的差別是正措置を講じない限り、女性が相応の数で政治の主流に参入できないことは具体的なデータで証明されている。これは女性の抑圧措置ではなくむしろ女性差別に関係がある。

「州及び県レベルの女性政治家は特に、政治家の汚職、犯罪及び共有化が女性の実効的参加の障害であることに気付いている。[129] (第5章)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

社会的権利と経済的権利

職場における女性の地位

24.14 2009 年 2 月 25 日に公表された米 국무省の人権実践に関する国別報告 2008 (USSD 2008)によれば、「職場における差別は法の禁じるところであるが、現実には、雇用者は同じ労働に対し、女性労働者に男性労働者よりも低い賃金を支払い、雇用及び借入申請において女性を差別した他、男性に比べて女性に対する昇進機会を縮小する事例が多く見られた。2006 年、政府は法改正を行い、工場で就労する女性の夜間交代勤務について柔軟措置を規定した。」 [2e] (第 5 節)

24.15 同じ報告書で述べられたように、「職場での女性に対する性的嫌がらせには、男性管理職員による身体的虐待や暴言、トイレの使用制限、昼休憩の禁止などがあった。最高裁判所は 2006 年、全州書記長に対し、被用者が 50 人を超える州政府の全省庁及び機関に性的嫌がらせ問題を扱う委員会を設立させる義務を遵守するよう命令した。」 [2e] (第 5 節)

24.16 2007 年 11 月に公表された Social Science Research Network の資料、『Kolkata 市内の 4 つの病院で確認された女性医療従事者の性的嫌がらせの経験』によれば、

「最高裁判所は 1997 年に、職場における性的嫌がらせを人権侵害とみなした。しかし、性的嫌がらせの程度や期間についてはほとんど知られていない。2005 年には、医療部門で性的嫌がらせを受けた女性の経験を理解する意図で、インド West Bengal 州 Kolkata 市内 2 つの市立病院と 2 つの民間病院で働く医師、看護師、事務職その他の非医療従事者を含む女性医療従事者 135 人を対象に、実地調査が行われた。延べ 128 回の性的嫌がらせ事件を経験した 77 人の女性から 4 タイプの経験が報告された。具体的には、暴言(41 件)、精神的嫌がらせ(45 件)、性的ジェスチャと性器露出 (15 件)及び不必要な身体への接触 (27 件)である。強姦、強姦未遂又は強制的性行為は報告した女性はいなかったが、多くの女性がこの様な行為を経験したことのある他の女性医療従事者を知っていた。性的嫌がらせを経験した女性達は、解雇や不名誉を恐れて苦情申立てを提出していなかった。多くは賠償を求める手段を知らなかった。性的嫌がらせの経験談は、権利の不均衡と女性の権利拡大におけるジェンダー規範が、正式な異議申立て及び賠償金受領の障害になっていることを浮き彫りにした。[90]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

ジェンダー不均衡 - 女兒殺し

- 24.17 2001 年度国勢調査の結果、インドの人口におけるジェンダー不均衡が 1950 年代より顕著であり－ 1971 年以降は大きな改善傾向がなかったことが証明された。(都市部と農村部の差は、男性は女性に比べて農村地域を出て都市部で働く人数が多いという事実によるものと思われる。)

1951年から2001年のジェンダー比 (男性1000人に対する女性の数)

国勢調査 (年)	農村部	都市部	全国
1951	965	860	946
1961	963	845	941
1971	949	858	930
1981	951	879	934
1991	938	894	927
2001	946	900	933

(女性・子供省 2007) [24k]

- 24.18 United Nations Population Fund (UNFPA)は 2009 年に公表した報告書の中で、2001 年度国勢調査のデータを詳細に分析し－ 0 歳から 6 歳以下人口に特定すると－ 男性 1000 人当たり女性数がわずか 927 人であることを明らかにした。(他の年齢群は 1000 人当たり 933 人であった。) この結果は、性選別目的の中絶 (女兒殺し) 発生率がここ数年で増加したことを示している。上記年齢群のジェンダー不均衡が最も顕著なのは Punjab 州で、次いで Haryana 州、Chandigarh 州、Delhi、Gujarat 州、Himachal Pradesh 州及び Uttaranchal 州の順に続いている。[10a] (p4) 同報告書によれば、選別的中絶の慣行は(胎児の性別判定が可能な技術を利用できる機会が多いためであると思われる)都市部に住む高学歴の富裕世帯により多く見られた。[10a] (p12)

- 24.19 USSD 2008 報告書によれば、1994 年の出生前診断技術(PNDT)法の下に、性別判定検査は違法である。しかし、信頼できる情報源によれば、この問題は蔓延しており、女兒中絶は今や 1 億 1600 万米ドル規模の産業であった。当局者

の主張によれば、この慣習は都市部を含む高学歴部門で顕著に見られる。[2e] (第 5 節) 同報告書によれば、

「女兒殺しに取り組む努力には、女兒殺しを実行又は教唆する者を標的に絞り、逮捕する保険家族省の計画が挙げられた。政府も『女兒を救おう』運動を発足させた。

「New Delhi 市自治体は、政府系病院で生まれたすべての女兒に、金利が蓄積され、女兒が 18 歳になった時点で直ちに現金化できる 114 米ドル (5,000 ルピー) の贈答積立金を提供する計画に出資した。Punjab 州中部の Lakhnopal 村では、女兒殺しを止めさせる計画により、男児出生数 1000 人に対する女兒出生数が 1400 人になった。[2e] (第 5 節)

24.20 *Guardian* が 2008 年 4 月 25 日に報じたところによれば

「インド政府は昨日、違法な女胎児の中絶手術一法の手が届かない暗黙の許可を行う医師への量刑を厳しくする意向を示した。専門家の推定では、インドでは過去 20 年間で 1000 万人の女兒が命を失った。しかし、選択的中絶が合法化されてから 14 年の間に、有罪判決を受けた(原文通り)医師は 2 人だけで、政府関係者はそのうち 1 人を仕事に復帰させた。政府はこの理由について、既存法の下では医師は停職処分と 50,000 ルピー(625 ポンド)の罰金刑及び 3 カ月間の禁固刑しか課されないからだと説明する。保健相はこれに対し、違法な性別判定検査を行った医師に対する医師免許剥奪、700,000 ルピー (8,750 ポンド)の罰金ならびに 3 年以下の禁固刑を求めている。」 [40b]

24.21 2008 年 12 月 14 日に *Thaindian News* が報じたところによれば、

「インドの多くの家庭では女子新生児は依然として不必要な存在である。しかも、米国の Harvard School of Public Health のある調査によれば、出生率の不均衡は、裕福で教育水準の高い層で最も大きい。古くから家族が[男の子]を好んだインドでは、男児出生比率は教育水準程度に比例して高くなる。 家長が全教育課程を修了した家庭では、男児を持つ比率は女兒よりも 25%高くなっている...研究結果によれば、 男児出生比率は所得に応じて上昇する。」 [45b]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

婚姻と離婚

24.23 USSD 2008 報告書の記述によれば、「幼児婚規制法 1929 は子供の結婚を禁止する。[同法によれば、『子供』は男子の場合は 21 歳未満で、女子の場合は 18 歳未満である者を意味する。]政府は 2006 年、幼児婚を禁じる法律の規制を強化し、既存の幼児婚を無効にすることを宣言した幼児婚禁止法案を可決した。」[2e] (第 5 節) [2e] 保健省の指示で 2005 年度に実施されたある調査結果によれば、20-24 歳女性群の試料では、回答者の 44.5%が 18 歳で結婚していた。低年齢婚の発生率は農村部で 52.5%、都市部では 28.1%であった。(女性・子供開発省 2007) [24k]

24.23 USIRF 2008 報告書で述べられたように、「2001 年のインド離婚法は、異教徒間の夫婦の相続権、扶養手当の支払額及び財産所有権を制限し、また、一方の当事者がキリスト教徒でない場合は結婚式に教会を利用することを禁止する。同法の規定に違反する聖職者は 10 年以下の禁固刑を受けることがある。しかし、この法律では、他の礼拝施設での異教徒間の婚姻は禁止されていない。」[2b] (第 II 節. 法的/政策枠組み)

24.24 USSD 2008 で報告されたように、

「All India Muslim Personal Law Board は 3 月 17 日、シーア派とスンニ派の両方に適用され、婚姻の登録を義務付けると共に女性の権利を拡大する改正 Shariat nikahnama (婚姻法)を公布した。例えば、同法ではテキスト形式のメッセージ、電子メール又は電話による離婚は認められない。また夫が性交渉を強要する場合は、妻は離婚訴訟を起こすことができる。」[2e] (第 5 節)

24.25 同じ報告書の続きによれば、

「多数の部族地域、特に Bihar 州の部族地域は、女性部族民に対する土地所有権を否定した。ムスリム女性の土地相続に関しては、州法ではなくシャリア法(ムスリムの伝統的法律)で決定される。財産及び土地所有権に関するその他の法律では、土地利用、保有及び売却に関する女性の管理はほぼ認められなかった。しかし、Ladakh 州や Meghalaya 州及び Himachal Pradesh 州などではいくつかの例外が設定され、女性は古くから家内財産を管理し、完全な相続権を享受した。」[2e] (第 5 節)

[目次に戻る](#)[出典リストへ](#)

持参金

24.26 Freedom House の報告書、世界の自由 2008 インド編によれば、「持参金の要求は違法であり、毎年数百人がこの犯罪で有罪判決を受けているという事実にもかかわらず、この慣行は依然として行われている。」 [43a] USSD 2008 が同じ問題について報告したところでは、

「持参金の提供又は受取りは法の禁じるところであるが、持参金の授受は依然行われており、持参金をめぐる争議は依然として深刻な問題であった。2005 年 5 月、最高裁判所は持参金廃止に向けて委員会を設立するよう命令した。2005 年 8 月、議会は持参金に関わる嫌がらせ及び殺人を扱う家庭内暴力法案を可決した。同法案では保護命令を公布する治安判事の幅広い権限も定められている。1 月 1 日から 9 月 30 日[2008 年]にかけて、Andhra Pradesh 州警察は 392 件の持参金殺人を報告した。Tamil Nadu 州警察では 178 件、さらに Karnataka State Commission for Women でも 98 件が報告された。NCRB によれば、2007 年を通じて 8,093 件の持参金事件が登録された。」 [2e] (第 5 節)

24.27 2008 年 4 月 12 日に Four to 40.com が報告したところによれば、インドでは人間関係の失敗、倒産、病気、さらに社会的信用の失墜に起因する様々な理由で 1 時間に 14 人の割合で自殺者が発生した。2007 報告書『インドで発生した事故死と自殺』によれば、自殺者が最も多かったのは Maharashtra 州であった。主な理由は、集団自殺又は家族無理心中、家族問題、病気、人間関係の破綻、倒産及び持参金をめぐる争いである。 [95a]

24.28 USSD の国別報告書 2007 の記述によれば、

「婚姻後 7 年以内に妻が不自然な死を遂げ、嫌がらせ行為が証明される場合は、裁判所は法の下に、夫及び/又はその家族に責任を負わせることを想定しなければならない。NGO の主張では、告訴された夫側の両親は多くの場合、警官に賄賂を与えて法的責任を逃れた。報道によれば、持参金関連の殺人事件は無罪判決になる割合が高く、また裁判所が抱える未処理案件により、訴訟が結審するまでに平均 6 年ないし 7 年を要した。」 [2c] (第 5 節)

- 24.29 USSD の国別報告書 2007 に記録されたように、「Madhya Pradesh 州、Kerala 州、Bihar 州その他のいくつかの州は、持参金防止担当主席執行官 (CDPO) を設置していたが、この執行官がどの程度有効であるかは明確ではなかった。Madhya Pradesh 州は結婚が近い全公務員に対し、花嫁、花婿及びその父親が持参金の授受がなかったことを法廷で宣誓するよう要求した。」 [2c] (第 5 節)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

女性に対する暴力

- 24.30 USSD の国別報告書 2007 によれば、強姦その他の女性に対する攻撃は深刻な問題であった。 [2c] (第 5 節) Human Rights Watch の年次報告書 2008 の記述によれば、「女性の権利に関するインドの記録は混交しており、最近の法的保護の向上にもかかわらず、ジェンダー差別及びジェンダー暴力は根深く存続していた。」 [26b]

- 24.31 Freedom House の世界の自由 2008 インド編によれば、「時として持参金問題を伴う家庭内紛争という背景において、毎年、数千人もの女性が焼き殺され、自殺に追い込まれ、他の方法で命を奪われており、夫から嫌がらせ、殴打或いは離縁を受ける女性は数え切れない... 強姦その他の女性に対する暴行は深刻な問題で、低カースト及び部族民の女性は特にその対象になりやすい。」 [43a]

- 24.32 2008 年 12 月 25 日に Thaindian News が報じたところによれば

「3 分に 1 人の女性がインドのどこかで犯罪の犠牲者になっている。最も多かったのは夫及び義理の家族による犯罪であった... 女性を狙った犯罪発生数は、過去 5 年間で増大し続けた。2007 年に女性に対する犯罪発生数が最も多かったのは Andhra Pradesh 州であった... 女性にとって家庭は安全な居場所にはほど遠いものだった。昨年 1 年間で、75,930 人の女性が夫や義理の両親による拷問や残忍な行為の犠牲になったが、これは女性に対する犯罪発生数の最多記録になった。」 [45d]

家庭内暴力

- 24.33 USSD 2008 報告書の記録によれば、

「身体的、性的及び言葉による虐待、精神的及び経済的虐待を含む、あらゆる形態の家庭内虐待から女性を保護することは法の定めるところである。家庭内暴力には実際の暴力行為と暴力の脅威が含まれる。女性が係争期間の間も配偶者又は共同居住者と共同生活を営む住居に居住する権利は法の定めるところであるが、配偶者又は共同居住者の費用で別の宿泊施設を提供されることもある。女性が警察の援助、法的扶助、保護施設及び医療アクセスを与えられる権利も法で定められている。同法では、持参金要求による嫌がらせを禁止し、必要に応じて保護命令を公布する権限を治安判事に与えている。改正法の下では、配偶者による強姦も犯罪対象になる。刑罰は、1年以下の禁固刑及び/又は 450 米ドル (19,800 ルピー)程度の罰金まで様々である。」 [2e] (第 5 節)

24.34 インド女性・子供開発省は、2008 年 7 月 11 日にアクセスしたウェブサイト <http://wcd.nic.in/> 上に、女性及び児童の保護に関する法律及び法案の詳細を掲載した。[24f]

24.35 USSD の国別報告書 2007 によれば、

「2006 年 10 月に可決された家庭内暴力女性保護法は、身体的、性的、及び言葉による虐待、精神的及び/又は経済的虐待を含め、女性に対するあらゆる形態の家庭内での虐待を犯罪として認める。家庭内暴力には、実際の虐待行為或いは虐待の脅威が含まれる。女性が係争期間の間も配偶者又は共同居住者と共同生活を営む住居に居住する権利は法の定めるところであるが、配偶者又は共同居住者の負担で別の宿泊施設を提供されることもある。女性が警察の援助、法的扶助、保護施設及び医療アクセスを受ける権利も法で定められている。改正法では、持参金要求による嫌がらせを禁止し、必要に応じて保護命令を公布する権限を治安判事に与えている。改正法の下では、配偶者による強姦も犯罪対象になる。刑罰は、1年以下の禁固刑及び/又は 450 米ドル (19,800 ルピー)程度の罰金まで様々である。同法は 11 月の時点で、全 28 州のうち 4 州、つまり Andhra Pradesh 州、Tamil Nadu 州、Uttar Pradesh 州及び Orissa 州で批准されていた。同法が発効されて以降、市民が同法の下に登録した犯罪事件は 8000 件に上った。」 [2c] (第 5 節)

24.36 インド政府によれば「家庭内暴力女性保護法は 2006 年 10 月に発効し、持参金絡みの嫌がらせ行為を非合法化し、暴力の定義を精神的又は言葉による虐待まで拡大した他、配偶者による強姦を刑事犯罪とした。[43a]

下記 [警察の保護](#) を参照のこと。

強姦

- 24.37 USSD 2008 報告書によれば、実際のところ、強姦その他の女性に対する暴行は依然として深刻な問題であった。2005 年に刑事訴訟法が改正され、強姦事件における強制 DNA 検査が全面的に規定された。この法案はまた、警察拘禁中の女性の死亡又は強姦に関する法廷尋問も義務化した。 [2e] (第 5 節)
- 24.38 同じ報告書がさらに補足したところでは「2006 年に Manipur 州で発生した、United National Liberation Front 及び Kangleipak Communist Party に所属する武装反乱分子 18 人による女性 25 人の強姦事件の調査が続けられた。司法委員会 は事件を調査し、2007 年に州政府にその調査結果を提出したが、2007 年末の時点では、何の発展も見られなかった。 [2c] (第 5 節)
- 24.39 また USSD 2008 報告書によれば、「NGO は、拘禁中の強姦を含め、警官による強姦は珍しいことではないと主張した。」 [2e] (第 1 節 c)
- 24.40 2008 年 12 月、刑事訴訟法(改正)法 2008 が Rajya Sabha で可決された(2009 年 1 月に大統領の同意を得たが、2009 年 1 月 6 日時点では施行されていなかった)。同法第 11 節では、「強姦罪については被害者の自宅又は被害者が選んだ場所で、被害者の両親又は後見人又は近親血縁者又は地元のソーシャルワーカーの立会いの下に、可能限り女性警官を介した供述記録を行わなければならないという条件で」と述べる刑事訴訟法第 157 節が改正されることになっている [86a]

第 12 節 [即決裁判所](#)及び第 21 節 [ダリット](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

その他の形態の暴力及び嫌がらせ

- 24.42 USS の国別報告書が『サティ(寡婦梵死)』について述べたところによれば、「政府は寡婦が夫の火葬の炎で焼死する慣習、サティを禁止した。最近ではサティ

の事例はほとんど見られなかった。 JI2c (第5節) 最近では、Rajasthan 州におけるサティの発生数並びにこの慣習の美化行為が少なくなった。InfoChange が 2004 年 3 月の中で報告したところによれば、

「1987 年 9 月 4 日、Rajasthan 州の平凡な村 Deorala で、18 歳の Roop Kanwar が夫 Maal Singh の火葬の炎で焼死した。 Roop Kanwar は花嫁衣装の姿で葬列の先頭を歩き、村の中心に着くと薪のてっぺんに上った。数百人の葬列者が成行きを見守る中...家族は薪に火をくべた ... 実際のところ、親戚が『Sati Mata』に敬意を表させた数は 1000 人に上った。

同じ記事によれば、1987 年 10 月 1 日、女性団体の圧力を受けてサティの美化を禁じる Rajasthan 州サティ (防止) 条例が公布された。 [39b]

24.43 2009 年 10 月、Jharkhand 州の人里離れた村で『魔女』の烙印を押された女性 5 人が裸で引き回され、村民に殴打された上、人糞を食べさせられる事件が起きた。女性達は魔術を使い村落に『災い』をもたらした罪で告訴された。事件のニュースはテレビで放映され、伝えられるところによれば、インド全域から憤怒の声が上がった。警察は女性 6 人を含む村民 11 人を起訴し、4 人を逮捕した。 BBC News によれば、「村民の話では、魔女の烙印を押された女性の虐待は珍しいことではなく... インドでは近隣住民に魔女だと思われたために殺された者は数百人に上り、その多くは女性であった。専門家の話によれば、こうした襲撃事件の裏にあるのは古い迷信だが、土地や財産を狙って個人 – 特に寡婦 – が標的にされることもある。」 (BBC News、2009 年 10 月) [32ae]

24.44 National Human Rights Commission はそのウェブサイト上で、列車内での女性客への嫌がらせについて深い懸念を示した。NHRC はこの問題に取り組む努力として鉄道省及び鉄道警察隊向けガイドラインを交付した。 (NHRC、日付不明) [47d]

警察の保護

24.45 Human Rights Watch (HRW) は 2009 年 8 月に Uttar Pradesh 州、Himachal Pradesh 州及び Karnataka 州の 3 州を中心にインドの警察に関する報告書を公表した。この報告書によれば、警察当局は「女性及び少女に対する暴力の申立てを、その『私的』性質を理由に他の犯罪と異なる扱いをした。」同報告書によれば、

「家庭内暴力を伴う刑事犯罪について、警察は令状なしに逮捕する権限を与えられているが、警察はこの刑事事件について、当該事件は『私的問題』であるという態度を取るのが実情である。2005 年の女性家庭内暴力保護法は、一時的保護命令や家庭内暴力シェルターの利用機会を含め、様々な緊急救援措置を介して女性を暴力から迅速に保護する方法を拡大しようとしたものである。しかし、弁護士や人権活動家の話によれば、同法の実施は不十分なため、差迫った命に関わる暴力に直面する女性は、依然として警察の救助に依存するしかない状況に置かれている。

「被害者は最後の手段として、また通常は暴力が悪化した際に警察に助けを求める。しかし、Human Right Watch の聞き取り調査では、回答した全警察官は – 女性部局に勤務する者を含め – 家庭内暴力を、登録及び捜査を必要とし、加害者を逮捕又は監視する普通の犯罪として扱わないと話した。そして、女性が身体的虐待を繰り返し訴える場合でも、家庭内暴力の被害者とその配偶者又は配偶者の家族間での『和解』を勧告するという。警察は仲裁を進める際も、安全の促進と法の執行義務をないがしろにし、家庭内暴力の女性被害者の味方になることはない。」 [26g] (p51-52)

24.46 2005 年 3 月 22 日の議会下院質問(第 3005 号)に対する内務省の回答によれば、

インド政府は、刑事裁判制度の管理向上をより重視し、女性に対する犯罪防止に必要な措置を講じるための指針を州政府に公布した。女性に対する犯罪調査に向けて Delhi Police が講じた方策には以下が挙げられる。

- Crime Against Women Cell の設立。
- 9 の全警察管轄県に Rape Crises Intervention Centre を設置すること。
- 婦女暴行事件の調査を扱う Association of Women Police Officers
- 婦女暴行事件を審理するための、女性裁判官を長とする特別裁判所の設置。
- 非政府組織のネットワーク化
- 多発地域への私服警官の配置
- 電話による専用ヘルプラインの開始。
- 女性の苦情電話に 24 時間体制で対応する『Constitution of 'Women Mobil [原文通り] Team』の設立。

- 子供に対する犯罪防止に向けて警戒態勢を強化するために、警察官が定期的に指示を行うこと。
- 特に不審者の監視に向けて、登校及び下校時に警察官を学校に配置すること。
- 下校時刻前に子供が学校敷地内から出ることを禁止する、また知らない人と関わったり親しくしたりしないことを子供に教えるよう親を説得する等の助言をすること。
- 子供に対する犯罪への関与が疑われる集団及び個人を特定し監視するために秘密情報を収集すること。」 [28b]

女性支援組織

24.47 2008 年 6 月 10 日にアクセスした [South Asian Women's Network \(SAWNET\)](#), には女性問題を扱ういくつかの組織が掲載されていた。 [25a] 2008 年 6 月 10 日にアクセスした女性・子供開発省の下部、[National Resource Centre for Women](#) にも掲載されており、インド政府の公式サイトでは 2008 年 6 月 10 日にアクセスした [Delhi Directory](#) にのみ掲載されている。 [8]

24.48 2001 年に関する国連委託報告書「インドの女性、どこまで自由でどこまで平等か」の中で述べられたように、

「インド人女性は 50 年までに比べて、その社会的露出度と発言力が目覚ましく大きくなり – あらゆる公共活動領域に参入すると共に、そこで影響力を発揮するようになった。個人の生活はもとより国全体にとっても重要な問題を取り巻く、強力で活発な運動組織が多数存在する。インドの運動組織は – 天然資源を管理運用する権利、情報の権利、意思決定への参加と開発の権利を求めて – これらの問題に関する国際論議のパラメータを設定した。現在、数百万もの女性がこのような闘争活動や運動に参加している。インド人女性の運動組織の重要性及び効果を形で証明した事実として、女性の権利問題は今や、インドの政治論及び発展論の中心的教義になった。女性の政治参加に向けたアフーマティブアクション(優遇措置)、女性団体による主要な貧困緩和計画の実施、女性の平等を確保するための法規則の見直し – これらはすべて、政治レベル及び政策レベルでのこの問題に対する認識を実証するものである。だが一方で、この報告書に記載された事実 – 憲法上の保証事項と女性の生活の日常的現実間のあまりに大きな違いを示す証拠を否定することはできない。」 [6e] (p79)

24.49 Amnesty International 2009 報告書によれば、

「インドの女性活動家は、女性が直面する様々な問題を明確にする上で重要な役割を果たしてきた。派遣団員はこの証拠を Rajasthan 州及び Uttar Pradesh 州で目の当たりにした。そこでは、女性組織連盟が定期的に暴力事件に対する抗議運動を行い、加害者に法的措置を講じるよう当局に働きかけていた。被害者の多くは法の裁きを求める賠償請求もかかる働きかけもなく孤独な状態にあると思われる... インドの女性運動組織の強力な抗議の結果、州政府の積極的なイニシアティブが多数実施された。」 [3e]

24.50 Centre for Social Research (インドで活動する女性 NGO) のウェブサイトには Delhi で活動する非政府組織が記載されており、支援やカウンセリングが必要な場合はこの組織に連絡することが可能である。Crime Against Women の Delhi 州の全支部が掲載されており、その一部は避難施設やカウンセラーであった。 [54] (2008 年 6 月 15 日アクセス)

24.51 SAWNET [South Asia Women's NETwork] には、家庭内暴力に苦しむ女性が利用できる様々な組織が掲載された。Delhi を中心に活動する Sakshi は、性的嫌がらせ、性的虐待、子供の性的虐待、家庭内暴力に関する研究を取り入れ、裁判官の平等教育、1997 年性的嫌がらせに関する最高裁指針の実施、広報活動と教育を重視した、女性及び子供のための暴力介入組織として機能した。[New Delhi に拠点を置く]Women's Rights Initiative は、家庭内暴力事件に関する無料法律相談所を運営すると共に、家庭内暴力に関連する法改正にも携わった。 [25b] (p1-2)(2008 年 6 月 10 日アクセス)

24.52 Self-Employed Women's Association (SEWA) のウェブサイト上情報では、

「SEWA は 1972 年に登録された労働組合である。現在は、貧困女性労働者及び女性自営業者の全国組合として、9 つの州 – Gujarat 州、Madhya Pradesh 州、Bihar, Kerala 州、Uttar Pradesh 州、Rajasthan 州、Delhi 州、West Bengal 州及び Uttarakhand 州の組合員で構成される。当組合員は、自身の労働又は零細事業経営で生計を立てている女性である。これらの人々は組織部門労働者の様な厚生福祉を伴う、定期的な給与支払いのある雇用を得られない労働者である。つまり、国からの保護を受けない労働力である。この労働力は非正規経済部門の労働者で、総労働力の 93% を占める。インドの女性労働力のうち 94% がこの非正規又は非組織部門にある...SEWA の主要目標は、完全雇用と自立に

向けて労働者を組織化することである。完全雇用とは、労働者が就労の保障と社会保障(少なくとも保健医療、チャイルドケア及び保護)を獲得する雇用を意味する。」 [53]

- 24.53 2007 年 7 月 10 日にアクセスした India's National Commission for Women (NCW India)によれば、「同委員会は、女性や少女が法的権利を認識し、法制度の利用手続き及び方法を理解できるようにする Legal Awareness Programmeを実施する NGO 及び教育機関に、定期的に財政支援を提供している。これまでに 55 回の Legal Awareness Programme が行われた。」 [49a]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

女性の健康

妊婦管理と産後ケア

- 24.54 2007 年 10 月 16 日、*The Times of India* は、World Health Organisation (WHO)、United Nations Children's Fund (UNICEF)、United Nations Population Fund (UNFPA)及び World Bank が編集し、2007 年 10 月 12 日に刊行された妊産婦死亡率報告の最新版で公表された直近の数字について報告した。報告書が明らかにしたところによれば、インドは 2005 年の妊婦死亡率が世界で最も高く、妊娠中又は出産後に死亡した女性は 117,000 人に達した。インドの妊産婦死亡率(MMR) は、出生 100,000 に対し 450 人であった。*The Times of India* によれば、「女性が妊娠及び生存中の出産関連の合併症で死亡する確率は、インドでは 70 人に 1 人である。」 [13a]

- 24.55 *The Times of India* が同じ記事の中で述べたところによれば、

「インド保健省の専門家によれば、インドの妊産婦の死亡率がこのように屈辱的な数字である理由は、インド最近公表された NFHS-III [全国家族健康調査]の調査結果から説明することができるということだった。『NFHS-III の調査結果によると、インドの女性は妊娠中及び出産時に質の高い医療を十分提供されない。過去 8 年間で見ると、産婦の約 4 人に 1 人(23%)が妊婦管理を受けていなかった。州別に見ると、Kerala 州及び Tamil Nadu 州の 1%以下から Bihar 州の 66%までかなりばらつきがあった。Jharkhand 州、Arunachal Pradesh

州及び Nagaland 州では少なくとも 4 割の妊婦が妊婦管理を受けなかった。』」
[13a]

24.56 同じ記事の続きによれば、

「インドでは妊婦管理の質も改善する必要がある。専門家によれば、『妊婦管理を受けた女性の 65%が鉄分や葉酸補給剤を投与されたが、90 日間以上服用した妊婦はわずか 23%であった。妊娠中に虫下しを服用した妊婦はわずか 4%であった。鉄分補給剤及び虫下しを服用しない場合は、インドの妊婦の主な問題である貧血の罹患リスクが増大する。』インドでは自宅出産が依然として一般的で、最近では分娩数のおよそ 60%がそうである。NFHS-III の調査結果によれば、分娩数の 37%が伝統的な助産婦によるものだった。このうち 16%は血縁者その他の素人の手を介した分娩であった。』」 [13a]

24.57 Human Rights Watch が妊産婦死亡率について 2009 年 10 月 7 日付け報告書の中で述べたところによれば、

「ほとんど成果が見られなかった生殖と子供の健康に関する計画から 10 年を超える年月を経て、インド政府はこの問題をようやく認識し、公衆衛生制度の改善と特に妊産婦死亡率の低下を目指して、2005 年に National Rural Health Mission (NRHM) に基づく複数の措置を講じた。直近データが示すところでは、何らかの成果が出ているようであり、インド全体の妊産婦死亡率は 2003 年から 2006 年にかけて低下傾向を示している。しかし、この低下傾向は問題の範囲に比して小さく、そのせいでばらつきが示されていない。実際のところ Haryana 州及び Punjab 州等の一部の州では、妊産婦死亡率は上昇している。所得、カースト、居住場所その他の任意要素に基づく死亡率のばらつきはかなり大きく、これは妊産婦ケアの利用機会向上とされるばらつきを含め、各州内でも根強く存在する。多くのコミュニティ、特に周縁化されたダリットその他の下位カーストコミュニティ、並びに部族コミュニティでは、妊産婦の劣悪な健康状態は当たり前になってしまっている。

「インド政府の政策及び計画は、貧困な農村女性に総合的緊急産科医療を無償提供し、分娩時に起こる致命的な合併症から女性を救うことを目的としている。しかし、大量出血、閉塞性分娩又は高血圧障害等の合併症による産婦の死亡は依然としてなくなる... 保健当局は公衆... 衛生施設の向上に取り組んでいるが、達成に向けた道は遼遠である... 産科分野の第 1 次医療及び総合緊急医

療の提供を想定した公衆衛生施設の大半は、実際のところ山のような課題を抱え込んでいる...

女性及び少女は医療費の支払い面で大きな障害に直面している。政府の計画では、通院患者の産科検診、薬剤投与及び総合緊急産科医療等の入院患者医療を含め多数の無償サービスが保証されているが、医療費が無償提供されることはめったにない。」 [26h] (p6-18]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

25. 児童

本項は、[24 項「女性」](#)、[26 項「人身売買」](#)及び [30 項 05「児童の IDP」](#)と併せて読まれたい。

概要

25.01 インドは、1992 年 12 月 UN「子どもの権利条約」に批准し、また 2005 年 11 月と 8 月にそれぞれ、武力衝突への児童の関与についてと、児童売買、児童買春及び児童ポルノについての選択議定書にも批准した。(2008 年 7 月 10 日、Office for the High Commissioner of Human Rights 改訂版にアクセス) [36]

25.02 Ministry of Women and Child Development (MWCD)報告書「児童虐待に関する調査: インド 2007」、改訂版がその序文の中で指摘したところによれば、

「インドは、児童の数が世界の児童のほぼ 19%を占める。国内人口の 3 分の 1 を超える約 4 億 4000 万人が 18 歳未満である。多文化、多民族で多宗教の人口を有するインドのような国においては、社会的に追いやられた層や、経済的に遅れた層の問題が非常に大きい。そのような層の中でも最も弱いのが、常に児童である。」 [24f] (資料/報告書)

25.03 児童問題に関し、UNICEF のインド向けウェブサイト改訂版が述べたところによれば、「インドでは、実際、児童が弱く権利保護違反にさらされている状態が[広範で]多様なまま残っている。これらの違反の態様はさまざまであり、児

童労働、児童売買から、商業的性的搾取、他の多くの形の暴力や虐待にまで及ぶ。」 [85a]

- 25.04 慈善団体 Avert が述べたところによれば、「インドの異性間性交渉の同意年齢は、14 歳の Manipur を除き 16 歳である。パートナーが既婚である場合は、同意適用年齢は下がる (Manipur では 13 歳、他の全ての地は 15 歳)。その訴追数は極めて少ないものの、アナルセックスやオーラルセックスを行った者を訴追するため、『自然の法則に反する性交渉』を禁じる法律が使用される可能性がある。」 [86] インドの選挙のウェブサイトが規定するところによれば、「投票人登録の最低年齢は 18 歳である。」 [14a] (選挙制度「投票できるのは誰か」) 自主的な兵役の最低年齢は 16 歳であった。徴兵制はなかった。女性は、戦闘の役務のみ免除された (2008 年)。 (2009 年 2 月 5 日、CIA ワールドファクトブック) [35] 教育の権利組織のウェブサイトでは、学校を離れる最低年齢は 14 歳であることが示されていた。同じウェブサイトが述べるところによれば、この国の刑事責任を負う最低年齢は 7 歳であった。 [48]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

立法及び政府の政策

- 25.05 Ministry of Women and Child Development (MWCD) の事務局長 Deepa Singh が、報告書「児童虐待に関する調査: インド 2007」の序文で述べたところによれば、

「独立しているインドは、児童教育、健康及び開発という問題の取組みに大きく歩みを進めてきている。しかし、児童保護には大部分着手されていないままである。児童虐待や、堕胎、幼児殺害のような育児放棄、女兒差別、幼児婚、児童売買などの問題に取り組まれないなら、それが国全体の進展に影響を及ぼすであろうという認識が現在ある。」

「これに関し、インド政府は児童問題に注力しており、新しい Ministry of Women and Child Development [MWCD] を設立した。MWCD は、National Commission for the Protection of Child Rights を設けて児童問題の取組みに大きく踏み出し、2000 年少年司法 (児童の養護及び保護) 法及び 1929 年幼児婚規制法を改正、児童保護スキーム統合 (ICPS)、[不道德取引防止法] ITPA 改正案提案及び児童攻撃 (防止) 法原案作成に着手した。」 [24f] (資料/報告書)

25.06 [MWCD ウェブサイト](#)には、児童を保護するさまざまな法律や、児童福祉及び児童保護を向上するために実施されている政策が掲載されている。**[24f] (児童福祉、児童福祉要約及び法律)** 児童を支援するための関係する法律、政策、行動計画や実施されているスキーム全ての詳細な一覧は、MWCD 報告書第 3 章「児童虐待に関する調査:インド 2007」にも掲載されている。**[24f] (資料/報告書)**

25.07 USSD 2007 報告書が指摘したところによれば、

「2006 年 8 月、国会は少年司法(児童の養護及び保護)改正案を通過させた。それは、児童の養護及び保護のみでなく、法に抵触する児童に関する事項の裁定及び処分に関しても第一の法律である。2005 年、少年法法廷は、生徒を性的虐待から守り且つ生徒に安全な学校環境を与えるため、学校幹部又は教員のどんな失敗も、最高 6 カ月の懲役で罰するべきであると裁定した。」 **[2c] (5 項)**

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

幼児婚

25.08 USSD 2008 報告書が述べたところによれば、

「1929 年の幼児婚規制法は幼児婚を禁じている。2006 年、政府は幼児婚に対する立法を強化し、現在の幼児婚は法的に無効であると宣言する、幼児婚禁止法案を通過させた。」

「法律は、女性の合法的な結婚年齢は 18 歳で男性は 21 歳であると規定しているが、実際この法律は守られていなかった。2005 年の Health Ministry 報告書によると、女性の半分は 15 歳で結婚していた。同報告書により、18 歳から 24 歳までの女性の 45%、そして[25 歳から] 29 歳までの男性の 32%が、合法的な年齢に達する以前に結婚していることがわかった。インドの Office of the Registrar General の 2005 年報告書によると、毎日 240 人の少女が、早期の幼児婚のうちに妊娠に関係した合併症が原因で死亡したという。The International Center for Research on Women (ICRW)は、18 歳未満で結婚した者は、それ以降に結婚した者と比較し 2 倍夫から虐待される傾向にあり、また、3 倍夫による性暴力が報告されているようだと結論付けた。ICRW が報告する

ところによれば、幼な妻は、児童性的虐待や心的外傷後ストレスの兆候を示すことが多かった。彼女らは、18 歳以降に結婚した少女たちより死亡率が高く、又 HIV/エイズにさらされる率も高いため、幼児婚は、教育を受けることも制限し健康リスクも増加させた。」 [2e] (5 項)

- 25.09 2008 年 1 月 9 日にアクセスした Ministry of Women and Child Development (MWCD) が伝えたところによれば、2006 年幼児婚禁止法が 2007 年 11 月 1 日に発効した。[24f] 2007 年付 Human Rights Law Network (HRLN) は「法的不備」を指摘して、「2006 年幼児婚禁止法第 3 章は、児童又はその保護者が訴訟を提起した場合のみ、幼児婚は無効になると規定する。このような結婚を取り囲む社会的圧力からすると、このような事例が訴えられることはありそうもない。幼児婚は、『無理強い』や人身売買の結果、暗黙のうちに有効とされる普通で従来からの結婚として受け入れている場合のみ、無効になるであろう。」 [82b]

24 項「女性;結婚と離婚」も参照。

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

児童に対する暴力

- 25.10 MCWD 報告書「虐待に関する調査:インド 2007」、その序文で主な発見に関して指摘したところによれば、5 歳から 12 歳の児童が最も弱かった。インタビュー結果が示すところによれば、身体的、性的及び感情的虐待は広がっており、普通のこととなっていた。報告書用にサンプルとされた児童(12,000 人超)について、3 人のうち 2 人が身体的に虐待され、50%強が何らかの形の性的虐待にさらされ、そして 50%が、感情的虐待に苦しんでいたと主張した。児童の 50%超は週に 7 日働いていた。(身体的、性的及び感情的虐待の定義は、2 ページと 3 ページの報告書第 1 章に述べられている)。 [24f] (p. vi and vii)
- 25.11 同じ報告書が指摘したところによれば、児童虐待に関する正確な情報が不足していて、多くの出来事が報告されないままであった。更にそれが述べたところによれば、

「一方で生まれる前にさえ少女が殺されているが、他方では生まれ生存している児童が数多くの違反行為に苦しんでいる。働いている児童が世界最高数であるのはインドである。これに加えて、インドには、世界最大数の性的虐待にあ

った児童がいる。16 歳未満の児童が 155 秒ごとに強姦され、10 歳未満の児童が 13 時間ごとに、そして 10 人に 1 人の児童があらゆる時間に性的虐待にあっている。」

「National Crime Records Bureau (NCRB)は、2005 年、14,975 件のさまざまな児童が対象の犯罪を報告した。幼児婚、経済的搾取、幼女を神や女神に捧げる『Devadasi』の伝統のような慣習、国の一部地域での割礼といった、大部分の巧妙な形の児童に対する暴力は、文化や伝統という理由で合理化されることが多い。身体的及び心理的罰則が、児童へのしつけという名で行われ文化的に受け入れられている。開発プロジェクト、戦争や紛争、異なる集団間の暴動、天災を理由とする強制退去 - これら全て自身の負担を児童にかけている。児童は又、最もひどく HIV/エイズの影響に耐えている。保護されるものの中にいる者でさえ、それがなくなってしまう危険に立ち向かっている。」 [24f] (p7-8)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

児童労働

25.12 Freedom House が、その報告書「世界における自由 2008 : インド」において述べたところによれば、「児童労働者数の見積もりは大きく異なっており、1,200 万人から 5,500 万人となっている。危険な条件の非公式な部門で働く者が多く、又拘束されて働く者もいる。」 [43a]同テーマに関して USSD 2008 が指摘するところによれば、

「法律は、児童によるものを含め、強制や拘束して労働させることを禁じている。しかし、その禁止規定は効果的に執行されてはおらず、又児童の強制労働は深刻な問題として残っていた。児童労働者数の見積もりは大きく異なっていた... NGO は、児童労働者数は 6,000 万人にかなり近いと報告した。」 [2e] (6 項 c)

25.13 同じ報告書が又指摘したところによれば、「総体的な児童労働の最低年齢はない。しかし、14 歳未満の児童による仕事は、工場、鉱山、国内労働、沿道の飲食店、その他の危険な産業においては禁じられている。児童労働が認められている職業や過程において、児童による仕事は、週 1 回の休みで、午前 8 時か

ら午後 7 時の間で 6 時間のみ認められている。」[2e] (6 項 d)しかし、Freedom House 報告書「世界における自由 2008: インド」が指摘するところによれば、「2006 年 10 月、新しい法律は、14 歳未満の児童が、家事使用人又はホテル、レストラン、或いは沿道の屋台で働くことを禁止した。」[43a]

25.14 USSD 2008 報告書が述べたところによれば、「この国は過去 1 年間、児童労働への取組みに関しまあまあの進歩を遂げた。Ministry of Labour and Employment [MOLE]は児童労働について認識を高め、そしてテレビ会議を通じて州と対策を調整した。」[2e] (6 項 d)

25.15 同じ報告書が指摘したところによれば、「MOLE はその『250 児童労働対策プロジェクト』を通じ、400,000 人を超える児童の、児童労働の状況からのリハビリを施した。」[2e] (6 項 d)

25.16 USSD 2008 報告書が更に述べたところによれば、

「学校にいない 8,700 万人の児童のうち、全てではないにしても大部分が、情報部門、多くは個人宅で働いており、Uttar Pradesh では最高の比率(15%)であった...人権組織の見積もりによれば、300,000 人もの児童がカーペット業界で働いていた。児童労働は以下の業界でも使用されていた：宝石用原石の研磨、皮革製品、sari 機織り、ビーズ細工、スポーツ製品、真鍮製品、花火、履物、手吹きガラスのバングル、手製のカギ、手で浸したマッチ、手で切り出した石、手で紡いだ蚕糸、手織りの絹地、手製のレンガ、沿道のレストラン、沿道の自動車修理、採鉱、再販売又はリサイクル製品のためのごみ分別、及び beedis [タバコ]。」[2e] (6 項 d)

25.17 2008 年 6 月 23 日の Asian Human Rights Commission のアピールが示したところによれば、「Jaunpur of Uttar Pradesh で児童を拘束した労働が続けられている...児童が、地元の家主にピストルを突きつけられ追い出されているとの報告がある。又、児童を誘拐する前に、家主がピストルを突きつけ児童の母親を強姦していたとの報告もある。」[57a]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

教育

25.18 USSD 2008 報告書が述べたところによれば、

「憲法は、6 歳から 14 歳までの児童に対する無償の義務教育を規定している。しかし、政府はこの規定を執行しなかった。MHRD が委託した 2006 年の報告書で、下層カースト及びムスリムの生徒の出席率が、上層カーストの家の児童の出席率よりはるかに低いことが示された。公立と私立双方の教育機関での児童虐待は、問題であった。体罰は禁止されているが、教員が生徒に対し体罰を行うことが多かった。」 [2e] (5 項)

25.19 Economist Intelligence Unit 「インド国別プロフィール 2008」が記録したところによれば、

「貧困が減り教育への願望が高まってきた 1990 年代前半以降、識字能力及び学校への出席率は顕著に向上してきた。小学校の出席率は顕著に上昇したが、女兒の出席率は男児よりはるかに低い。中学校の全体での出席率は、1960 年の 20% から 2006 年の 54% に上昇した(女兒の出席率は 13% から 49% に上昇)。高等教育(理科、数学及び技術)では、出席率は、1998 年から 2003 年において男女とも 20% であった....。」

25.20 同じ情報源によると、「最近の進歩にも関わらず、インドは依然、絶対的に且つ他の発展途上国と比較して、教育水準において後れを取っている。インドは世界人口の 17% を占めているが、世界の読み書きできない人の約 40% を占めている。インドは...人口に占める割合はわずかであるが、高い教育を受け職業上有能である者の幅広い要員がいる。」 [16b] (p12-13)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

保育及び保護

25.21 MWCD 報告書「虐待に関する調査:インド 2007」改訂版が述べたところによれば、児童を支援するため、インド政府が示した数多くのスキームがあった。その内容は、

「養護と保護が必要な児童及び法律に抵触する児童のための、**少年司法プログラム**。インド政府は、養護と保護が必要な児童及び法律に抵触する未成年者に関し、さまざまな住居、職員の給与、食物、衣服などの確保および維持のため、**State Governments/UT Administrations** に金銭的支援を行う。金銭的支援は、**States** による **50-50** の費用分担を基本とした提案に基づいている。」

「住居や家族の絆のないストリート・チルドレンのための**総合プログラム**。このスキームにより、**NGO** が児童のために、**24 時間ドロップ・イン・シェルター**を運営したり、食物、衣服、避難所、非公式教育、レクリエーション、カウンセリング、案内及び照会サービスを提供したりすることになっている。他にスキームに含まれるものとしては、入学、職業訓練、職業紹介や、予防衛生サービスの結集、**HIV/エイズ**など薬物乱用による罹患発生を減らすことなどがある。」

「苦しんでいる児童のための**チャイルドライン・サービス**。特に、医療サービス、避難所、虐待からの救助、カウンセリング、本国送還およびリハビリなどを施すため、養護及び保護を必要としている児童に対するものである。この取組みにより、番号 **1098** の電話相談サービスが国内 **74** の都市及び近郊のセンターで運営される。」

「リハビリを施す目的で、孤児/捨て子/極貧で **6 歳**までの乳幼児の養護や保護、及び国内での養子縁組を推進するための **Shishu Greha** スキーム。」

「沿道 **dhabas**、修理工場などで国内労働者として働く児童のための、**養護及び保護の必要な働く児童に関するスキーム**。本スキームでは、橋渡し教育、職業訓練、薬品、食物、レクリエーション及びスポーツ用具を提供する。」

「**0 歳から 6 歳までの年齢層の働く母親の子供に関する Rajiv Gandhi National Creche** スキーム。本スキームでは、食物、避難所、医療、レクリエーションなどの施設を含む、包括的なデイケアサービスを **6 歳未満**の児童に提供する。」

「売買され且つ性的虐待を受けた女性及び児童に養護や保護を行うための、**供給源地及び目的地での商業的性的搾取に対し、女性、児童の売買と闘うためのパイロット・プロジェクト**。本スキームの構成には、法律執行機関とのネット

ワーク作り、救助活動、被害者のための臨時避難所、故郷への送還及び法的サービスがある。」

「児童労働のリハビリに関する**児童労働対策プロジェクト(NCLP)**。本スキームにより、地域レベルのプロジェクト団体は、児童労働のリハビリのための特別学校/リハビリテーションセンター開設用に、十分な資金提供がされる。これらの特別学校/リハビリテーションセンターでは、非公式教育、職業訓練、補助栄養及び仕事を離れた児童への給付金を提供する。」

「**インド・米国児童労働プロジェクト(INDUS)**: Ministry of Labour、インド政府及び 米国 Department of Labour が始めたプロジェクトで、5 つの州、つまり Maharashtra、Madhya Pradesh、Tamil Nadu、Uttar Pradesh 及び NCT of Delhi にある、21 地域にわたる 10 の危険な部門での児童労働をなくすことを目的としている。」 [24f] (第 3 章、児童の権利の保護に関する手段及び基準、30 ページ)

25.22 USSD 国別報告書 2007 が指摘したところによれば、「Childline India Foundation、UNICEF、NGO、政府及び私人たちの支援により、苦しんでいる児童のための料金無料の 24 時間の電話相談が、72 都市で利用できるようになった。『Childline』番号には、医療的ケア、避難所、回復、救助、資金支援及びカウンセリングなど緊急支援を要請するため、児童か大人かいずれかによって連絡することが可能である。」 [2c] (5 項)

25.23 2008 年 9 月 17 日、Bihar の Patna から Save the Children が報告したところによれば、川の洪水の後、「Save the Children の評価チームは、子供たちが行方不明になり、ばらばらになっていなくなった子供たちを捜している数組の両親を見つけた。」家族を再会させ児童売買を防ぐため、Bihar Government は、『家族追跡再会プログラム』に着手した。 [91a]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

児童養護施設

25.24 インド全土にある児童養護施設の大多数は、慈善団体及び宗教組織により運営されており、正確な数を測定するのは困難である。2008 年 6 月 24 日にアクセ

スした Orphanage.org には、インド全土で 100 を超える児童養護施設を掲載していた。[9]

25.25 Commonwealth Law Bulletin 発信 2007 年 12 月 16 日付の表題『インドからの国家間の養子縁組』という記事において指摘しているように、「...現在、児童の養子縁組に関して、非ヒンドゥー及び外国人を統治している法律はない。養子縁組は、ヒンドゥー間では法律で、そして他の地域社会では慣習により認められている...現在、非ヒンドゥー及び外国籍の者は、1890 年ガーディアンアンドウォード法によってのみ、児童の保護者になることができる。彼らは児童を養子縁組することができない。」[87]

25.26 BBC ニュースが 2008 年 6 月 23 日報じたところによれば、「インド当局は、両親がエイズで死亡した児童のための養護施設設立を承認した。National Aids Control Organisation は孤児を養護し教育するため、インド全域に 10 の施設を設立する予定である。その組織のスポークスマンは、彼らが健康であるなら、エイズの孤児を進んで引き取る家族を見つけるのは可能である、と言った。しかし、その孤児が HIV 陽性である場合は該当しなかった。」[32u]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

健康問題

25.27 2008 年 5 月 8 日付の BBC ニュース記事が報じたところによれば、

「Save the Children の報告書によると、必要な健康管理が施されていないインドの児童は半数を超えている。5 歳未満の児童に基本的な健康管理を施しているかということでは、インドはガーナと肩を並べている...『世界の母親の状況』というその報告書では、インドの女児の死亡は、大部分の国よりはるかに高率であると記している。1990 年以降、インドの児童の死亡率は 34%下がってきたものの、女児の 1 歳から 5 歳の間の死亡は男児より 61%も多い。男児と女児の間での健康管理の不公平さは、その状況に責任があるとその報告書では述べている。その報告書では、毎年ほぼ 1,000 万人死亡する児童の 60%超は、健康施設や地域社会の医療従事者により、基本的な保健サービスがもたらされることで救うことが可能である旨、専門家が予測していると述べている。」

[32v]

25.28 更に、2008 年 5 月 13 日の BBC ニュース記事が報じたところによれば、

「インドでは 150 万人を超える児童が、世界的な食品価格高騰により栄養失調になる危険があると、UN 児童慈善団体である UNICEF は述べている...その地域はすでに、世界で最大数の栄養失調児がおり、水準は一層悪くなる恐れもある。現在の危機以前でさえ、インドの児童全てのうちほぼ半数が、発育不全の兆候を示していたと Unicef は述べている...UNICEF 最新の「世界の児童の状況」報告書によると[出典 85c 参照]、インドには、南アジアで最悪の児童栄養失調の指標がある。インドの 5 歳未満の 48%が発育不全...それと同時にインドの赤ん坊の 30%が低体重で生まれてくる...Unicef は、世界の低体重の赤ん坊全てのうち、40%がインド人であると計算している。」 [32w]

25.29 UNICEF が、健康、児童問題に関しウェブサイトで報じたところによれば(2008 年 6 月 24 日アクセス)、毎年 200 万人を超える児童が、予防可能な伝染病で死亡している...「インドの児童は、最大の死亡要因のままであるはしかのような、ワクチンで予防可能な病気で命を失い続けている。新生児の破傷風は、少なくとも 5 つの州 - Uttar Pradesh、Madhya Pradesh、Rajasthan、West Bengal 及び Assam - でずっと問題となっている...ポリオはわずか 225 例であると 2003 年に報告されており、インドは、伝染を遮断し病気を根絶するまで、もう手の届くところまで来ている。」 [85b]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

26. 人身売買

- 26.01 2009 年 6 月 16 日発行で 2008 年 4 月から 2009 年 3 月の期間を対象とする、**USSD「人身売買報告書 2009」(USSD 人身売買報告書 2009)**が指摘したところによれば、インドは、強制労働や商業的性的搾取を目的とした人身売買のための、供給源で目的地であり且つ通過国である。本報告書が述べるところによれば、

「国内強制労働は、インド最大の人身売買問題の構成要素となっている可能性がある。借金で拘束された男性、女性及び児童が、れんが焼き窯、精米所、農業及び刺繍工場のような産業で、強制的に働かされている。強制、拘束労働の包括的調査は行われていないが、この問題が、何千万人ものインド人に影響を及ぼしていると予測する **NGO** もある... 女性と女兒が売買される...商業的性的搾取や強制結婚のために。児童は又、工場作業員、家事使用人、物乞い及び農業労働者として強制労働の対象とされている。」 **[2d] (国別体験談、インド)**

- 26.02 **USSD「人身売買報告書 2009」**が更に述べたところによれば、

「インド政府は、人身売買の最低水準または排除に、完全に従っているわけではない。しかし、そのようにすることは大きな努力をすることである。これらの大きな努力にも関わらず、インドは、人身売買、特に拘束労働に取り組むための、法律執行の努力において十分に進歩を示せていない。その結果、インドは、第 2 階層監視リストに挙げられている。

インド中央政府は、人身売買に反対する一層しっかりとした努力を示す際、さまざまな課題に直面している。インド憲法を根拠とする州には、法律執行に関し第一の責任があり、そして州レベルの当局は、州の間、国家間の人身売買の犯罪に効果的に対処する能力が制限されている。多くのインド人捜査当局者による人身売買共犯や負担過重な法廷のために、効果的な犯罪訴追手続きが遅れてしまう。貧困の広がりにより、大量に弱い人々を供給し続けている。そしてインド政府は、基本的ヘルスケア、教育及びテロ対策という、他にも等しく喫緊の優先事項に直面している。本報告期間[2008 年 4 月–2009 年 3 月]、中央政府は、反人身売買や労働問題で役割を担う多数の官僚的機関の間で、調整を前向きに続けてきた。政府当局は、商業的性的搾取や児童強制労働を目的とした人身売買被害者の救助を続けた。いくつかの州政府(**Andhra Pradesh**、**Bihar**、**Maharashtra**、**Goa** 及び **West Bengal**)は、訴追、保護及び防止において

大きな努力を示したが、大部分は、商業的性的搾取を目的とした人身売買の分野においてであった。」 [2d] (国別体験談、インド)

- 26.03 2009 年 2 月 25 日発表の米国 State Department「人権の状況に関する国別報告書 2008」(USSD 2008)が指摘したところによれば、「ITPA [不道德取引防止法] は、未成年者の被害者を保護する一方で、児童人身売買の刑罰を、特に不法取引者、売春斡旋業者、家主及び売春宿経営者による場合を中心にして強化した。児童(16 歳未満)対象の犯罪に対する判決は、7 年から終身懲役の刑で罰すべきものとした。本法による他の刑罰は、被害者が 16 歳を超えている事例にも適用され、最低 1 年の期間の懲役から終身懲役までさまざまである。」 [2e] (5 項) USSD「人身売買報告書 2009」が追記するところによれば、

「インド当局は、不法取引者を逮捕するため、それぞれ、未成年者を誘拐し売春させるために売ることを禁じるインド刑法 366 項(A)及び 372 項も使用する。これらの規定に述べられている刑罰は、最長 10 年の懲役と罰金である...インドは又、1976 年拘束労働(廃止)法、1986 年児童労働(禁止および規制)法及び 1986 年少年司法法により、拘束及び強制労働を禁じている。これらの法律の執行は非効率的であり、これらが述べている刑罰 – 最長で 3 年の懲役 – は、十分に厳格とは言えない。」 [2d] (国別体験談、インド)

- 26.04 USSD 2008 報告書によれば、

「[不道德取引防止法による]逮捕及び訴追は(2008 年に)わずかに増加したが、人身売買による有罪判決比率は低いままで推移し、法律執行のデータ収集は困難であった。収集が困難であったのは、ITPA による逮捕情報収集の国家制度がないからであり、多くの警察職員は、有罪判決をより得やすいからと主張して、人身売買者を逮捕するためにインド刑法(IPC)の規定を選んで使用した。」

[2e] (5 項)

- 26.05 USSD2008 報告書が指摘したところによれば、「人身売買者は普通、未成年者と Dalit の女性を標的とした。Bihar 出身の NGO、Bhoomika Vihar が行った調査では、売春の被害者となった確認できる 173 の事例の女性のうち、85%が未成年者で半分が Dalits であると述べた ... Indian Center for Indigenous and Tribal Peoples によると、主として Orissa 及び Bihar 出身である 40,000 人を超える種族の女性が、経済的及び性的搾取を強いられた。」 [2e] (5 項)

26.06 USSD 2008 報告書が述べたところによれば、

「Ministry of Women and Child Development は、カウンセリング、法的扶助、医療的ケア、本国送還、回復サービスに加え自覚プログラムを施すため、州の対応者や NGO と調整を進めた... [不道德取引防止法は]警察に、売春宿から救助した女兒に尋問するため、女性の警察職員のみを使うよう要求した。ITPA は又、政府に、これらの救助された女兒に対し保護やリハビリを施すようにも要求した...女性や児童の保護やリハビリに関する ITPA の規定改善を実行したことにより、商業的性的搾取から救助した。政府は、大幅に警察訓練を増やし、反人身売買の努力、NGO との協調、自覚運動の支持について、州の間の調整を緩やかに進め、そして救助した人身売買被害者が利用できる避難施設の数を増やした。しかし、NGO は、避難所の状態が必ずしも適切ではないと主張した。」 [2e] (5 項)

26.07 USSD 「人身売買報告書 2009」が述べたところによれば、

「人身売買被害者を保護するインドの努力は、州によってさまざまであった。保護の努力は、政府筋からの十分な金銭的及び技術的支援が足りず苦勞が多く、そして労働の不法取引被害者に対する保護は、非常に弱いままであった。Swadhar のプログラムにより— それは反性的取引もその 1 つである広範囲の活動を対象とする—、政府は、性的取引などさまざまな範囲の困難な状況から救助した、13,000 人を超える女性と女兒を養護するため、100 万ドルを超える年次予算を使って 200 超の避難所の支援をする... Ministry of Women and Child Development は、防止、救助、リハビリ及び性的取引被害者の回復に関する Ujjawala プログラムにより、承認を続けた... [中央政府は、]捜査担当者を訓練し敏感にさせる目的で、国全体に 297 カ所の反人身売買部門を創設するため、Ministry of Home Affairs に 1,800 万ドルを割り当てた。」 [2d] (国別体験談、インド)

26.08 USSD 「人身売買報告書 2008」は又、「本報告書の期間[2008 年 4 月– 2009 年 3 月]、中央政府は、労働不法取引の犯罪者を調査、訴追し、有罪判決を出し、刑罰を科すことでは、ほとんど進歩することはなかった... 彼らが拘束労働の被害者として認証され、又政府の避難所に住居を与えられている場合、政府から 20,000 ルピー(400 ドル)を得る資格を有するが、リハビリ資金の支払いは散発的であり、多くの避難所での養護の質は高くない。」同じ情報源による

と、大部分の州で NGO が、拘束労働被害者に保護サービスのほとんどを提供している。**[2d] (国別体験談:訴追)**

24 項:女性及び 25 項:児童も参照。

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

27.医療問題

治療及び薬品の利用可能性の概要

27.01 CIA「ワールドファクトブック」2009年2月5日改訂版が示したところによれば、出生時平均余命は男子が66.87歳であり、女子は71.9歳である。[35]

27.02 FCOは、国別プロフィールの2009年2月18日付改訂版において指摘したところによれば、「地方医療施設、特に遠隔地においては、英国のそれと比較することはできない。しかし、大都市では民間での医療ケアが受けられるが、料金が低い。精神病の場合、大都市以外では特別な治療が受けられない。」[7e]

27.03 米国 Department of State, Bureau of Consular Affairs「インド領事情報シート」2009年7月9日改訂版が医療施設に関して指摘したところによれば、「インドの医療的ケアの質はかなりさまざまである。医療的ケアは、西洋の水準に近付いており、到達していることもある人口の多い中心部で受けられるが、農村地域では、適切な医療的ケアは普通極めて限られているか、受けることができない。」[81] (医療施設及び健康情報)

27.04 2006年1月18日付、カナダ Immigration and Refugee Board の回答は、ヘルスケアを受けられるかどうかは収入次第である、であった。同じ情報源が指摘したところによれば、

「ヘルスケア全ては個人的に受けるものである。ある者は、無料の医療相談や外科手術を公立病院で受けることができるが、待ち時間が長く、多くの場所での配慮は不適切である。ほとんどの公立病院においても、患者は、薬品、包帯の費用を支払わなければならない、又病院での家族への食事を用意しなければならない。結果として、それに対する資金負担能力のある者が、個人的にヘルスケアを受けることになる....十分なヘルスケアを受けることに対する第一の障害は、収入不足であること、そして、良好な病院施設から多くの農村社会が遠く離れていることである。」「インド事情のスペシャリスト」2005年11月23日」[97c]

27.05 2008年7月1日アクセスした One World.net が「徹底国別ガイド」において述べたところによれば、

「ヘルスケアの規定には、国全体では非常に大きなムラがある。政府は、2010年までの外国の『医療観光客』100万人の目標を誇り満足している一方で、自身の公立病院は資金や施設を廃棄している。職員の空きが充足されないままで常習的欠勤率が高く、患者は、資金負担できない民間治療に戻らざるを得ない。逆に予防接種プログラムがある地域があり、ポリオ根絶の目標日は2010年までにも先送りされてしまっている。」 [70]

27.06 2001年6月のFCOアドバイスが示したところによれば、十分に医療は利用でき、多くは英国におけるよりも料金が安い。輸入されているものもあるが、インドでの免許により、現在薬品を製造している会社が多く存在する。看護や社会医療の水準は英国同様に高いが、家族の支援によってこれは克服が可能である。インドには、適切なケアが見つけれられないという医療問題はほとんどない。 [79]

27.07 *New York Times* は2008年6月1日の記事で、以下のような米国籍の者の医療観光について報じたところによれば、

「...支払える料金で自分の心臓を救うため、先月地球の反対側に[Bangaloreまで]飛んだ。彼は、Wockhardt という、ここの最新技術の民間病院で僧帽弁を治療した。そして10日間、彼は、緑の葉の中庭が見える、カーペットの敷かれたウッドパネルの部屋で回復中であった... インドの序列的構造のどこに立っているかにより、どんな種類のヘルスケアを受けられるのか、かなりの程度にまで方向づけられる...インドには、全国的な政府出資の主要な保健センターや病院のネットワークがあるが、職員配置、薬品及び資金は大きく異なる。インド農村部では特に、せいぜい書類上のスタッフ・ドクターがいることで、悪名高い所もある。これは変わり始めたばかりである。政府は近年医療支出を増やしており、今年、貧困者が自身の選択で病院に接触できるようになる、健康保険プログラムを開始した。」 [50]

27.08 『*The Hindu*』は2008年6月30日、Chennai から、[Tamil Nadu の]公立病院で利用できる無料ケアについて報じたところによれば、「治療は粗悪で、清潔さを保つのにぞんざいであり、又、救急車のような緊急のサービスは不適切である...心臓手術や腎臓移植のような極度の専門的治療は、Chennai 及び Madurai のティーチング・ホスピタルでのみ、継続的に施されていた。救急車

やスチーム洗濯室のような支援サービスが不足して、医療的ケアの質に影響した...。」 [60d]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

HIV/エイズ – 抗レトロウイルス治療

27.09 UNAIDS が、「インドに関する 2008 AIDS 流行動向最新版」において報告したところによれば、より正確な新しい見積もりでは、インドで約 240 万人が、HIV を抱えて生きていることが示された。[15b] Human Rights Watch が「世界報告書 2009」において述べたところによれば、「National AIDS Control Organization によると、250 万人を超える人々が HIV を抱えて生きている。4 つの南の州(Andhra Pradesh、Maharashtra、Tamil Nadu 及び Karnataka)で伝染者の約 3 分の 2 を占めている。公的保健施設において、抗レトロウイルス療法が無料で利用できるとされているが、政策実行において顕著な地域格差がある。」 [26b]

27.10 National AIDS Control Organisation (NACO)は、2009 年 1 月現在で、無料で抗レトロウイルス治療(ART)を行う New Delhi のセンター数を、197 カ所にまで増やした。UNAIDS の「インドに関する 2008 AIDS 流行動向最新版」が指摘したところによれば、57,000 人が、2007 年 1 月末までにインドの 103 カ所のセンターで ART を受けた。[15b] NACO は、2009 年 1 月改訂の「インドの抗レトロウイルス治療センター」の一覧を提供した。[41a]

27.11 HIV/エイズを抱えて生きている人々に関して、2009 年 2 月 25 日発表の米国 State Department「人権の状況に関する国別報告書 2008」(USSD 2008)が指摘したところによれば、

「National AIDS Control Organization (NACO)によると、政府機関が HIV/エイズを監視する責任があり、国内に HIV/エイズを抱えて生きている人々が約 230 万人いた。そして、International Labor Organization (ILO)によると、HIV/エイズで苦しんでいる人々の 70%が差別を受けていた。HRW が報告するところによれば、多くの医者は、HIV 陽性の児童を治療することを拒否し、又彼らや彼らの両親が HIV 陽性であるという理由で、彼らを追放したり差別したりした学

校もあった。多くの孤児などの居住型施設は、HIV 陽性の児童を拒絶したり彼らが居住することを否定したりした。」 [2e] (5 項)

- 27.12 Karunapuram に HIV 陽性の児童のための居住型学校があり、どこでも入学を拒否されていた HIV の児童が、勉強をすることができ、医療支援や無料の抗レトロウイルス (ARV) の薬品を受け取ることができる。(USSD 国別報告書 2007) [2c] (5 項)

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

ガンの治療

- 27.13 Mumbai、Tata Memorial Centre にある Department of Medical Oncology の局長執筆による、International Network for Cancer Treatment Research の 2008 年のニュースレターの抜粋が記録したところによれば、

「インドにはいつでも、250 万のガンの事例がある。最も一般的に遭遇する事例は、男性の喫煙に関するもの、すなわち、頭部及び頸部、肺、食道のガンである。女性においては、最も一般的なガンは、首、胸、口腔、食道及び胃である。これらのガンの大部分が生活様式に関連しているので、多くは、一次及び二次予防双方に素直に従っている。インドのような発展途上国での高いガン死亡率は、発見が遅いことに起因する(全事例の 70%)。又、十分なインフラを有した包括的ながんセンターがほとんどない。」 [11]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

腎臓透析

- 27.14 インド全土で 179 カ所以上の腎臓透析センターがある。(Global Dialysis、2008 年 6 月 20 日アクセス) [29]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

精神衛生

27.15 WHO の「インドに関する Project Atlas 国別プロフィール 2005」において指摘しているように、国の精神衛生プログラムは、1995 年、Central Council によって見直しされ、それが、「地域精神衛生プログラム」の着手へとつながった：「(現在それは 24 地域を対象としており、近い将来 100 地域に拡大し、2020 年までには全地域とする計画がある)。」パイロット・プロジェクトは、精神衛生サービスを地域社会や一次ケア水準にまで拡大する、実現可能性を見通して引き受けられた。[61a] (p1-2)

27.16 同じ報告書は「大規模で大部分が土着の製薬業界は、高所得の国々においては、大部分の向精神薬は、費用の一部分で入手できることが多いことを保証している。」と続けた。[61a] (p1-2)

27.17 同じ報告書が又指摘したところによれば、

「1987 年精神保健法により、児童の分散した家族や薬物乱用者のために規定された入退院手続きが簡素化され、精神病患者の人権の取扱いが改善された。2002 年、30 州のうち 25 州及び情報が入手できる連邦直轄領において、それは実行された。精神衛生分野関連の他の法律には、少年司法法、障害者自立支援法及び麻薬及び向精神薬取締法(2001 年改正)がある。」[61a] (p1-2)

27.18 同じ WHO 出典に示されているように、政府は、精神衛生に関し総保健予算の 2.05% を費やす。保健サービスへの資金供給は、州及びセンターの双方により行われる。

「保健サービスへの政府の資金供給は、州及びセンターの双方により行われる。公的保健センターで提供されるサービスは無料である。一定の業界/公的組織は、それらの従業員のためにヘルスケアのスキームを提供している。10 回目の「5 カ年計画」の見積もりにおいては、精神衛生は、総保健支出計画のうち 2.05% を占めている。国には精神疾患を有する人々のための障害給付金がある。精神衛生に関する障害給付金についての詳細は、入手できていない。障害給付金は、最近又限られた方法で利用できるようになっている。」

「一次医療における精神衛生のケアは、約 600 地域のうち 22 の地域で利用できる。今後数年後には、100 地域を超えるほどに拡大されるであろう。」精神衛生分野において、一次医療の専門家の定期的訓練が現在行われている。精神衛生の地域社会の施設が現在ある。「地域社会のケアにおいて精神衛生施設は、

指定地域で利用できることもある。加えて、さまざまな非政府組織が、電話相談から居住型のリハビリサービスまで、さまざまな種類のサービスを提供している。」 [61a] (p1-2)

27.19 同じ報告書が続けたところによれば、

「他の種類の精神衛生従事者が 200 人いる。精神衛生用のベッドの 3 分の 1 が 1 つの州(Maharashtra)にあり、そしていくつかの州には精神病院がない。所有ベッドが 1,000 台を超える精神病院があり、いくつかの病院は、依然として長期入院患者の割合が大きい。過去 20 年間、多くの精神病院は、自主的組織(例えば Action Aid India)、メディア、National Human Rights Commission 及び司法(法廷)の介入によって改編されてきた。そしてなお、2002 年の調査では、約 4 分の 1 が投薬/治療様式の点で不足しており、又、4 分の 3 が職員の点で不足していることが示された。現在の重点は、自主的入院を支援し且つ家族が患者と共にいるよう促す、一般的保健精神医学部門に関してである。何台かのベッドは、薬物乱用の治療のため、そして児童精神医学用に割り当てられている。農村部を拠点にしている精神衛生の専門家はほとんどいない。大部分の州では、公的部門の精神科医が個人の診療所を持つことが可能である... 心理学者には処方箋の特権はなく、臨床心理学者に免許を与える正式な制度がない。」 [61a] (p2-3)

27.20 WHO 報告書において更に述べたところによれば、「NGO は、弁護、推進、防止、治療及びリハビリに関わっている。NGO は、カウンセリング、自殺防止、一般のカウンセラーの訓練、デイケアによるリハビリプログラムの提供、保護作業場、中間の家、患者を回復させるためのホステル及び長期間の養護施設に関わっている。精神病患者の両親などの家族が、自助グループを形成するため最近一緒にやって来た。」 [61a] (p4-5)

27.21 USSD 国別報告書 2007 が指摘したところによれば、

「病院は人が多すぎ、そもそも障害のある患者のいる家へ出向くことが多かった。患者は一般的に栄養失調で、適切な医学的配慮がされず、又、衛生状態の悪く換気の良くないホールに入れられていた。2005 年 7 月、NHRC [National Human Rights Commission]は、精神病問題に対する配慮が不十分であったと判断し、国内法を更に執行するよう要請した。本年末時点で、刑務所から、精

神病の全患者を移動させる 2001 年の NHRC 提言に関して、何の行動も起こされていなかった。」 [2c] (5 項)

27.22 Bangalore にある Health and Family Welfare 大臣が、2008 年 2 月 23 日付の『*The Hindu*』の記事の中で引用したところによれば、

「精神衛生及び神経学の分野は、人材不足という最も厳しい課題に突き当たった。不足の水準は、約 80%が、医師、精神科専門看護師及び心理学者に関してであった。精神衛生の専門家すらない地域が多かった。精神のヘルスケアの質の点で、国内でも都市と農村の間に格差があった。国内に資格のある精神科医が約 3,300 人いたが、うち約 3,000 人が 4 つの都市圏に定住していた。連合政府は、精神衛生の専門家不足に対処するため、単純な精神障害を取扱えるように一般の医師を訓練する計画を立てていた。」 [60b]

27.23 2007 年 3 月 8 日及び 9 日開催の「精神病の女性 - 貧困が唯一の答えか」という表題の国のセミナーで、National Commission for Women (NCW)が発行した報告書(報告書そのものの日付はない)において述べたところによれば、

「精神病で苦しんでいる女性にとって、家のないことは深刻な問題である。病気に冒された 1,000 万の人口のうち、約 50,000 人から 1 lakh 人 [1lakh は 100,000 である]に家がない。Delhi の街には、通りにいて行く所がない精神病の女性が約 3,000 人いる。精神衛生の病院は、入院患者のケアやリハビリにほんのわずかの金額しか使われない、ひどい状態の中にある。国内は、精神科医が深刻なまでに不足している。」 [49b] (p4)

27.24 WHO の Project Atlas 2005 が述べたところによれば、以下の治療用薬品は、国の一次のヘルスケア水準で一般に入手できるが、特別プログラムが運営されているいくつかの指定地域を除き、一次のヘルスケア水準で決まって政府により販売されるわけではない。

- カルバマゼピン
- フェノバルビタール
- フェニトインナトリウム
- バルプロ酸ナトリウム
- アミトリプチリン
- クロルプロマジン

- ジアゼパム
- フルフェナジン
- ハロペリドール
- リチウム
- カルビドパ
- レボドパ

[61a] (p4-5)

豚インフルエンザ

27.25 インドでは、2009 年 10 月半ばまでで豚インフルエンザが 400 人を超える命を奪い、13,000 人を超える人々に伝染した。政府は、2009 年 11 月までで、ウイルスを治療するために使用する約 100 万カプセルのタミフルの在庫を確保していた。(2009 年 11 月「EIU 国別報告書」) **[16a]**

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

28. 人道上の問題

- 28.01 2009年12月にアクセスした World Food Programme (WFP)のウェブサイトがアドバイスしたところによれば、

「世界の飢餓の人々のうちほぼ50%は、低収入で食糧不足の国であるインドに住んでいる。インドの人口の約35%- 3億5,000万人- は、食べ物を満足に買えず、エネルギー最低必要量の80%も消費していないと考えられている。栄養及び健康の指標は極端に低い。15歳から49歳の妊婦10人のうちほぼ9人が、栄養不良や貧血で苦しんでいる。」 [66a] (概要)

- 28.02 同じ情報源が述べたところによれば、

「インドは力強い経済成長が続き、その結果貧困は大幅に減っているが、食物と栄養の不足は高水準のままである。インドには世界の栄養失調児の40%が存在し、ビタミン及び鉱物不足による罹患率は、世界最悪の国 - 未だに - の中に入っている。インドには、世界最大の食物を基盤にした福祉スキームのいくつかがある。」 [66b] (国別プログラム)

「インドでの WFP の支援は、食糧配給から、インドの栄養目的及び、2015年までに低体重児を半分にするという『ミレニアム開発目標』達成のために、インド自身のスキームを支える能力開発へと移行してきた。」 [66b] (国別プログラム)

- 28.03 「EIU 国別プロフィール 2008」において述べたところによれば、「水を引かれている耕作地は3分の1に満たず、農業生産高は、年1回のモンスーンに大いに依存することとなる... モンスーンは普通、6月から9月半ばまでの3カ月間にインドの [年間降水量の]80%をもたらす。2つめに、北東のモンスーンは、10月半ばから12月まで国の南部に小雨を降らす。[16b] (p20-21) 2009年、インドは、ほぼ40年のうちで最も弱いモンスーンの雨を経験した。結果として、基本食品価格は、2009年11月までに大きく上昇していた。」 (2009年11月「EIU 国別報告書」) [16a] (p16)

- 28.04 United Nations Development Programme (UNDP)がインドにおいて、2009年11月に発表した論文において述べたところによれば、

「食糧供給の継続そのものが重大問題として浮上している。穀類生産の増加は緩やかである...1980年代達成していた年 3.5%の増加率に対し、1996年から2008年の間は年わずか1.2%、1億9,900万トン(mT)から2億3,000万トン(mT)まで増加しただけであった...それに加え、貧困者に購買力がない。これにより、穀物の在庫は見せかけの余剰となっている...農業への公共投資は、1980年代以降著しく落ち込んでいる...インド農業の大半は天水のままであるばかりでなく、地表水でなく地下水にも依存している。これは、現在のますます変わりやすい降雨の状況において厄介である。」 [82a]

28.05 2008年4月22日付の記事においてBBCニュースが報じたところでは、

「[2008年]2月、[インド]政府は、小規模農家の何百万ドルもの負債を帳消しにする、150億ドル(76億ユーロ)のスキームに同意した...農場活動家は、負債が多く、多くの農家を自殺に駆り立てていると言う。インドでは、過去10年、毎年10,000人以上の借金に苦しむ農家が自殺した - そして活動家は、包括的援助計画にも関わらず、最近数カ月100人以上が自殺していると言う...農家の苦境の理由として、日照り、農作物の価格下落及び栽培費用高騰が挙げられている。」 [32x]

28.06 2004年12月26日の津波により、インドで12,000人を超える人々が死亡し、主に Tamil Nadu 州、Andaman 諸島及び Nicobar 諸島において、何十万人の家がなくなり甚大な被害が発生した。Asian Development Bank は2008年8月、それまでに回復復興プロジェクトでなされた進展を詳述している報告書を発行した。

<http://www.adb.org/Documents/Books/Tsunami-Recovery-India/default.asp>

[126]

28.07 2009年12月英国 Department for International Development (DfID)発表のニュースレターによると、南アジアは特に世界的気候変動による影響に弱い。DfIDが述べるところによれば、「バングラデシュ、ネパール及びインドに住む5億人にとって、気候変動は日々の心配事である。頻繁な洪水や海面上昇はその地域をむしばんでいる。広大な Himalaya 地域(中国及び南アジア)の氷河は、北極や南極の氷河よりも速く溶けている... インドですでに3,000万人が影響を受けている。」 [38a]

28.08 2009 年 10 月初め、インド南部 – 主に Andhra Pradesh 及び Karnataka の各州 – での激しい洪水で、250 人以上が死亡し何百万人かは家を失った。この洪水が起きたのは、この国に 40 年で最悪の日照りが起きたと政府が伝えた、わずか 1 週間後であった。(2009 年 10 月 5 日、BBC ニュース) [32ay]インドでは、2009 年に比較的弱いモンスーンによる降雨があったが(上述 28 項 02 参照)、2008 年のモンスーンは、200 万人を超える人々を避難民にして「数十人の」死亡者を出した。(2008 年 8 月 8 日、BBC ニュース) [32aa]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

29. 移動の自由

29.01 2009 年 2 月 25 日発表、米国 State Department「人権の状況に関する国別報告書 2008」(USSD 2008)が指摘したところによれば、「法律は移動の自由を規定しており、政府はほとんどの場合、実際にこれを尊重した。しかし、特定の国境地帯では、政府は特別許可を要請した。」[2e] (2 項 d)

29.02 同じ情報源が述べたところによれば、

「1967 年の旅券法により、政府は、『国家主権及び保全に不利益である』国外での活動に従事する申請者へのパスポート発行を拒否することができる。政府は、政府批判者、特に Sikh 独立を提唱する者、又 Jammu 及び Kashmir での分離運動のメンバーの海外渡航を禁じた。前数年とは異なり、Jammu 及び Kashmir の分離主義先導者の渡航を制限するため、パスポートや渡航文書の発行を使った政府に関する報告はなかった。」[2e] 2 項 d)

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

30. 国内避難民 (IDPs)

30.01 2008 年 12 月 22 日の報告書で Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC) が指摘したところによれば、

「2007 年から 2008 年、インドのさまざまな地域の人民が、国内の武装闘争及び、分離主義者、民族又は対立住民間の暴力、加えて開発により生じる強制退去の恐れから発生した紛争により、退去させられることが続いた...ナクサル党員として知られる毛沢東主義者集団の武装による移動は、国内最も広がった反政府活動であり、Chhattisgarh 州の 100,000 人を超える人々を退去させた。Assam 州での部族や入植者の間の衝突により、200,000 人を超える人々が退去し、Orissa 州での対立住民間の暴力により、何万人もの人々が退去した。West Bengal 州の Nandigram 地域では、地域社会の人々を強制退去させ、開発プロジェクト用に土地を使用するための政府計画から紛争が発生し、退去が起きた。」 [34b]

救援キャンプ

30.02 Internal Displacement Monitoring Centre (IDMC)が、2008 年 4 月の自身の報告書で指摘したところによれば、

「インドの女性避難民は、身の安全への恐怖に直面し続けた。北東部では、多くのキャンプで貯水槽や井戸が故障し、女性は、小川や池から水を汲むため何キロも歩くことを強いられ、彼女らは地域住民からの嫌がらせに弱くなった。政府が食糧を配給した地域もあったが、薪がなく、女性も薪を集めるため IDP キャンプから危険を冒して出かけなければならず、自身を一層の危険にさらすことになった。」 [34]

30.03 IDMC 報告書が続けたところによれば、

「インド Chhattisgarh 州の救援キャンプにおいて IDP の生活状態は、ずっと不満足なままであった。農業に接触するすべを失ったため、IDP は主として、政府のフード・フォー・ワーク・プログラムによるプロジェクトに基づいた、食糧配給や時々の単純労働に依存していた。多くのキャンプ避難所には十分な屋根はなく、防水シートが入手できないので IDP は葉を使用していた。北東部

のキャンプにおいて IDP の状態は、同様に絶望的なままであった。多くの場合、十分な食糧供給なしで済まさなければならず、結果栄養不良が広がった。きれいな飲み水の不足が不安な状態が続き、多くのキャンプの居住者は、きれいな飲み水を求めて何マイルも行き、汚れた池から水を汲まなければならなかった。保健施設は 多くの場合存在しないままであり、現存する公的な保健所には基本的薬品がないことが多いので、マラリヤ、黄疸、赤痢及びインフルエンザのような病気が、深刻な恐れをもたらした。」 [34]

24 項女性を参照。

児童の IDP

30.04 IDMC 2008 報告書が述べたところによれば、

「2007 年、インドの多くの地域では、IDP の児童は教育を受けられないままであった。Gujarat では、出身地に戻ってきた多くのムスリムの IDP は、そこでの暴力を恐れて子供を学校へ送り出すのを止め、一方、インド北東の州の種族の何千人もの児童は、退去させられた後教育の放棄を強いられた。9 歳ほどの若い児童が、Chhattisgarh 州のフード・フォー・ワーク・プログラムにより仕事を探すことを強いられ、2007 年の Chhattisgarh の救援キャンプに対する実情調査の使命では、多くの児童がその両親に伴われていなかったこと、又両親が同意していないか、知らないままキャンプに送還されていた児童もいたことを指摘した。」 [34]

25 項児童も参照。

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

31. インドの難民

31.01 インドは、「1951 年難民の地位に関する条約」にいう団体ではなく、又国の難民に関する法律はないが、UNHCR の執行委員会委員である。執行委員会委員は、「難民問題解決に対し確かな関心を持ち、貢献を果たす」ものとしている。(Human Rights Watch 「最後の希望：ネパール及びインドにおけるブータン難民に対する持続的解決の必要性」、2007 年 5 月 17 日、XII 章 インドの未登録のブータン難民) [26d]

31.02 米国 Committee for Refugees and Immigrants (USCRI) 「世界難民報告書 2009」(2008 年の出来事を対象)において、インドには難民の法律がないことを確認し、指摘したところによれば、

「それを実行している『外国人法』及び『1948 年外国人命令』が国の難民政策を統治している。それらにより、政府が、『外国人のインドへの入国、インドからの出発、インドに居ること又は引続きインドに居ることを、規制又は制限する』命令を発することができる。政府は、インド国民でない者は『インドへ入国しない旨、又は、規定されている時に、規定されている経路で、規定されている港や場所で、且つ到着条件を順守してインドへ入国する』旨、命令を発することも可能である。インドの『2003 年市民権改正法』は、非合法移住者としてビザを持たず入国した者全てを、例外なく避難民又は亡命希望者と定義する。」 [12b]

31.03 USCRI 2009 年報告書が指摘したところによれば、「1996 年、Supreme Court は、『1950 年憲法』における生命及び個人の自由の保障は、難民を *refoulement* から保護すると裁定し、そして 2007 年、Court は[イランからの難民の事例において]これを支持した。」

31.04 2008 年版 USCRI 「世界難民調査」は、インドは、国籍によって亡命希望者に異なる扱いをしていると述べた。[12a]USCRI 2009 年報告書が要約したところによれば、

「インドは、戦略的、政治的及び人道的見地に基づき、行政政策により、チベット人及びスリランカ人亡命者を受け入れることがあり、ブータン人及びネパール人は、友好条約によりインドに住んでいる。インドは、その命令により難

民の地位の UNHCR による承認を正式には認めていないが、一般的には、彼らを *refoule* することはせず、アフガニスタン人やミャンマー人の命令による難民に居住許可証を付与することはある ... 『1955 年市民権法』は、インド生まれのチベット人は[出生年により]、インド人の市民権を得る資格があると規定している。」

「政府は、スリランカ人難民に身元証明書を発行している... UNHCR は、その命令により難民と認める者に証明書を発行しているが、その証明書はインドが認めた合法的許可証ではなく、非合法在留を理由とする拘留から難民を保護するものではない。政府は彼らを認めていないが、どちらにしても、アフガニスタン人やミャンマー人難民に例外なく居住許可証を発することが多い。UNHCR は熟慮して、地方当局が一般的に尊重する場合、彼らに証明書を発行している。2008 年、政府は、UNHCR の認定前にインドの外国人を罰し始め、結果居住許可証を発行しないこともあった。」 [12b]

「インドの Home Ministry は、1 年ごとに更新されなければならない居住許可証を、1979 年以前にインドに到着したか出生したチベット人に発行している。」 [12b]

31.05 USCRI 2009 年報告書によると、「...[2008 年]12 月、説明もなく、Ministry of Home Affairs Foreigners Regional Registration Office は、難民が居住許可証を得るため、彼らに対し、ビザ手数料及び、この国での以前の非合法在留の罰金の支払いを要求し始めた。ミャンマー人、イラン人及びアフガニスタン人、但しソマリア人は除く難民は全て、UNHCR が彼らを難民と認めたらすぐに、許可証を取得しなければならない。」 [12b]

31.06 USCRI 2009 年報告書が記録したところによれば、

「インドは、大部分は、Liberation Tigers of Tamil Eelam 及びスリランカ人軍隊の間での闘争から逃亡した、Tamils である 96,000 人のスリランカ人など、[2008 年に]約 456,000 人の難民を在留させた。約 73,300 人が Tamil Nadu 州の 100 を超えるキャンプに滞在し、26,300 人がキャンプ外に滞在しているが、最寄りの警察署に登録した。約 2,800 人強が 2008 年に登録した。」 [12b]

「キャンプ又は散在している入植地に住んでいるうちの約 80%である約 110,000 人のチベット人は、この国により自由に居住した。1959 年に始まっ

たことであるが、チベット人は Dalai Lama を追いインドへ行き、北部の Dharamsala に定住した。2 回目の波は、中国が移民政策を緩和した後 1979 年に発生した。」 [12b]

「ミャンマー出身の約 100,000 人の民族 Chin が、New Delhi の数百人とともに、東部の Mizoram 州に最も制限された状態で居住した。彼らは、キリスト教の忠義や非ビルマという民族性ゆえの、強制労働や厳しい経済的剥奪などの迫害から逃れていた。」 [12b] [UNHCR は、北東部のミャンマーの Chin 全てが、亡命希望者であるか否かは不明であると指摘した。 [6i]]

「わずか 9,000 人が UNHCR の命令の地位に留まっているが、30,000 人のアフガニスタン人が残留したと見積もられる。 [インドの現在アフガニスタン国籍である者の全てが、– UNHCR の命令の地位でなく– 難民であるわけではなく、又非合法にこの国に居るわけではないことを指摘する (UNHCR)。 [6i]] より多くが、ネパールを離れインドの West Bengal、Sikkim 及び Bihar の各州へ向かうにつれて、約 25,000 人のブータン人難民もインドに居住し、又約 25,000 人のネパール人は、ネパール政府の現在の毛沢東主義者を恐れて残留した。」 [12b]

インドは又、1991 年に政府が倒れた後、自国から逃げ始めた約 600 人のソマリア人も在留させ、そして数の知れないイラク人及びイラン人難民や、約 200 人のイラク出身のパレスチナ人もインドに居住した。政府は、本国送還した者もあれば無視した者もあり、又居住許可証を発行した者もあった。 [12b]

「バングラデシュ出身の約 65,000 人の民族 Chakmas が、大部分 Arunachal Pradesh、Mizoram 及び Assam の各州に残留した。Supreme Court は彼らのインド国籍を創ったが、実際に帰化手続きが進むのは遅かった。」 [12b]

目次に戻る
出典リストへ

32. 市民権と国籍

- 32.01 2008 年 7 月 3 日アクセスした、インド政府 Ministry of Home Affairs ウェブサイトが指摘したところによれば、

「1950 年 1 月 26 日以後 1987 年 7 月 1 日より前までに生まれた者は、両親の国籍に関わらず生来のインド国民である。1987 年 7 月 1 日以後 2004 年 12 月 3 日より前までに生まれた者は、両親のいずれかがその者の出生時点でインド国民であれば、生来のインド国民と考えられる。2004 年 12 月 3 日以後に生まれた者は、両親ともにインド国民であるか、又は両親の一方がインド国民であり且つ他方がその者の出生時点で非合法移住者でなければ、生来のインド国民であると考えられる。」

「インド以外で 1950 年 1 月 26 日以後 1992 年 12 月 10 日より前までに生まれた者は、父親がその者の出生時点で生来のインド国民であれば、相続によりインド国民である。その父親が相続のみによるインド国民である場合、出生が出生日から 1 年以内に Indian Consulate に登録されているか、又は前述の期間失効後、 Central Government の許可により登録されているのではない限り、その者はインド国民ではないものとする。」

「インド以外で 1992 年 12 月 10 日以後 2004 年 12 月 3 日より前までに生まれた者は、両親のいずれかがその者の出生時点で生来のインド国民であれば、インド国民であると考えられる。その両親のいずれかが相続によるインド国民である場合、出生が出生日から 1 年以内に Indian Consulate に登録されているか、又は前述の期間失効後、 Central Government の許可により登録されているのではない限り、その者はインド国民ではないものとする。」 [24h]

- 32.02 同じ情報源が示したところによれば、(非合法移住者でない)外国人が 12 年間(申請日前 12 カ月継続、且つその 12 カ月に先立つ 14 年間で合計 11 年であること)インドに居住している場合、帰化によりインド国籍の取得が可能である。
[24h]

- 32.03 2008 年 6 月 25 日アクセスした Ministry of Home Affairs ウェブサイトが、「外国人のインド国籍」(OCI)に関して述べているように、

「インド憲法は、インド国籍と外国籍を同時に保有することを認めていない。High Level committee on Indian Diaspora の提言に基づき、インド政府は、普通『二重国籍』として知られる『外国人のインド国籍』(OCI)を承認することを決めた。インドから移住し且つパキスタンやバングラデシュではない外国籍を取得している旨、『パンフレット』に述べられている一定範囲の『インド出身者』(PIOs)は、彼らの母国が、彼らの地域の法律で何らかの形で二重国籍を認めている限り、OCI 承認を得る資格を有している。」

「OCI 登録者は、Lok Sabha/Rajya Sabha/Legislative Assembly/Council の選挙の投票権を一切与えられておらず、大統領、副大統領、Supreme Court/High Court 裁判官といった憲法上の地位を保持している。OCI 登録者は、以下の利便を得る資格を有している。」

- (i) インド訪問のための、複数の登録、多目的の終身ビザ
- (ii) いかなる長期のインド滞在に関しても、警察当局への報告は免除、及び、
- (iii) 農業上又は栽培地の財産取得における場合を除き、金融、経済及び教育分野において NRI と同等であること。OCI に対するその他の利便は、「1955 年市民権法」第 7 条 B.1 項に基づき、Ministry of Overseas Indian Affairs (MOIA)により通知される

「OCI 登録者は、5 年間 OCI として登録しており、且つインド国籍申請前 5 年間のうち 1 年間インドに居住していれば、「1955 年市民権法」第 5 条 1 項(g)に基づき、インド国籍承認を申請する資格を有する。」 [24b]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

出入国手続き

32.04 有効パスポートを持たずにインドに入国しようとする者、又は偽造パスポートやビザを使ってインドに入国或いは入国しようとする者は、最長で 3 年の懲役又は罰金、或いはその双方を科される場合がある。(UNHCR 法律関係書類 – インド「パスポート(インド入国)規則 1950」、2007 年 6 月 19 日アクセス) [6a]

32.05 2005 年 10 月 1 日、インドで事前旅客情報システム(APIS)が発効した。この規則では、インド行き旅客機のパイロットは、インドへの出発の 15 分以内に、氏名、生年月日、国籍、性別、パスポート番号、パスポート発行国、永住国及び、ビザ番号、発行の日付及び場所などの旅客情報を、インド入国管理局に送付することが求められると規定する。本情報はその際、入国管理局が確認し、他のインド政府の国境管理機関と共有される。(2006 年 1 月 9 日、カナダ移民難民委員会「情報要請に対する回答」IND100662.E) [97b]

32.06 同じ情報源が述べたところによれば、

「UNHCR 法務官によると、外国で難民申請を拒否されて帰国したインド国籍の者は、有効な渡航書類を持って帰国した場合、又彼らの出発が有効な渡航書類により行われた場合、問題はない。出発及びインド帰国の際、インドの法律に従っていなかった者は訴追される場合がある。亡命希望を拒否され、臨時の渡航書類を持ってインドに帰国したインド人は、そのようなものとして問題なく入国できるが、パスポート失効後到着した場合、これの理由に関し審問されることとなる。これらの到着は簡単に審問が行われ、その後自由に空港を出発することができた(2005 年 11 月 3 日)。」 [97b]

32.07 カナダ IRB が更に指摘したところによれば、「外国で難民の地位を要求したとの疑いのある者は、疑いを持って扱われることが多く、『嫌がらせ』を受けることになりがちである。」しかし、インドを拠点にするある人権組織の事務局長は、「このような者への嫌がらせはありえないようである。」と述べた。[97b]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

33. 偽装及び不正により取得した公文書

33.01 インド PR Wire が、2008 年 8 月 12 日に指摘したところによれば、

「インドのソフトウェア業界は『偽の cv's』でいっぱいであり、主要ソフトウェア会社は、従業員とともに関係する者全てに対し、厳しい法的措置を講じ始めた。インドの知識労働者は将来有望であり、世界的に引く手あまたである。最近の KPMG [主要な専門的サービス提供会社]による『インドにおける不正に関する実態調査 – 2008』は、従業員による不正文書が激増していることを強調している。受入国の厳しい入国国境管理政策が原因である、インドの知識労働者に対するビザ発行手続きの遅延により、海外への移動性が制限され彼らの雇用者の費用が増加する...最近文書の不正が大量であることを受け、NOSTOPS [National Organisation for Software and Technology Professionals] は、雇用者が、見込みのある従業員を問い合わせ認証するために使用する、生き生きとした『検証され選抜された』知識労働者のオンライン・データバンクとして資する、新しい構想に着手した。」 [51a]

33.02 「*The Montreal Gazette*」が 2009 年 1 月 17 日、報じたところによれば、

「Punjab 州都 Chandigarh のカナダ人の職員は、偽の求人票や大学の成績証明書から、偽の結婚式の写真やカナダ人 MP の後押しの手紙に至るまで、あらゆるものに裏打ちされたビザ申請書の処理に忙殺されている。『私たちは、非常に、非常に高い(詐欺の)発生率について話をしている。』昨日、New Delhi からの報告者との電話協議で Jason Kenney 入国管理局長は言った。」 Punjab 州首相は、この発展途上の業界を厳しく取り締まることを約束した。 [59a]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)

34. 就職する権利

- 34.01 2009 年 2 月 25 日発表米国 State Department「人権の状況に関する国別報告書 2008」(USSD 2008)が指摘したところによれば、

「州政府の法律は、最低賃金、労働時間及び安全衛生基準を定めている。『工場法』は、1 日 8 時間労働、1 週間 48 時間労働及び、トイレ、食堂、医療施設、十分な換気などの適切な設備を内容とする、安全な労働環境を命じている。法律は、4 時間の労働ごとに 30 分の休憩、及び残業に対する割増金の支払いを命じている。これらの基準は一般に近代の産業界で執行されていたが、職場のほぼ 93%が含まれる巨大な非公式経済においては、一般的に守られていなかった。」 [2e] (6 項 e)

- 34.02 同じ USSD 報告書が指摘したところでは、「労働組合には限られたストライキの権利があり、労働者はこの権利を行使した。」 [2e] (6 項 a)

- 34.03 それが又述べたところでは、「法律により、組合が妨害されることなく活動することができ、政府はこの権利を保護した... 団体が公平な賃金に合意できない場合、政府は判断を下すため、組合委員会、経営陣及び政府代表を設けることができる。」 [2e] (6 項 b)

- 34.04 同じ情報源が更に述べたところによれば、「『重要サービス維持法』により、政府は、政府所有企業においてはストライキを禁止することができ、特定重要企業では調停を求める。しかし、本法律は、州ごとに解釈が異なる傾向にある... 公務員には、限定的に組織される団体交渉権がある。」 [2e] (6 項 b)

- 34.05 同じ報告書が述べたところによれば、「『2001 年労働組合法』は、組合員と組織者での差別を禁止しており、雇用者は組合活動に従事している従業員を差別した場合、罰せられた。」 [2e] (6 項 a)

- 34.06 「USSD 2008 報告書」が続けたところによれば、

「法律は職場での差別を禁止しているが、実際は、雇用者の給与支払いは、同一の仕事で男性より女性に対して少なく、雇用や融資申込みにおいて女性を差別し、又男性ほどには女性を昇進させなかった。2006 年、政府は法律を改正

し、女性を柔軟に雇用して、工場において夜勤で働けるようになった。」[2e] (5 項)

34.07 同じ報告書が又指摘したところによれば、

法律は、児童によるものなど強制又は拘束労働を禁止しているが、このような慣行は広く残ったままであった。違反者は、最長で 3 年の懲役(原文のまま)になる可能性があるが、訴追が完遂したのは稀であった。執行と被害者に対する賠償は州及び地方政府の責任であって、不十分な資金や拘束または強制労働への社会的な受け止め方により、その結果はさまざまであった。検査官が訴追に関して違反に言及した際、長時間の裁判の残務や法律相談に関する不十分な資金手当のため、無罪放免に終わることが多かった。NGO の見積もりによれば、国内には、多数の児童など 2,000 万人から 6,500 万人の拘束労働者がいた。」[2e] (6 項 c)

25.12 項児童労働も参照。

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

附録 A 主な出来事の年譜

- 1947** 英国支配が終結し、亜大陸はヒンドゥー教徒が多数派のインドとムスリム多数国家のパキスタンに分裂。
- 1947-48** 分裂後の宗派間の流血抗争で数十万人が死亡。
- 1948** Mahatma Gandhi がヒンドゥー過激派により殺害される。
- 1948** 係争中の Kashmir 領土をめぐりパキスタンとの間に戦争勃発。
- 1951-52** Jawaharlal Nehru を党首とする会議派党が第 1 回総選挙で勝利を収める。
- 1962** 中国との短期間の国境紛争に敗れる。
- 1964** Jawaharlal Nehru 首相が死亡。
- 1965** Kashmir 地方をめぐって第二次印パ戦争勃発。
- 1966** Nehru の長女 Indira Gandhi が首相に就任。
- 1971** バングラデシュ(旧東パキスタン)の創設をめぐって第 3 次印パ戦争が勃発。
- 1971** ソ連と 20 年友好条約を締結。
- 1974** 地下実験でインド初の核爆弾爆発。
- 1975** 選挙違反の有罪判決後、Indira Gandhi が非常事態宣言を発令。
- 1975-77** 野党議員およそ 1,000 人が投獄、産児制限計画が導入。
- 1977** Indira Gandhi 率いる会議派党が総選挙で敗退。
- 1980** Indira Gandhi が会議派党から分裂した会議派(インディラ)総裁に返り咲き。

- 1984** 独立支配を主張するシク教徒過激派を掃討するために国軍が Golden Temple - シク教徒の最も神聖な寺院- を攻撃。
- 1984** Indira Gandhi がシク教徒の警護員に暗殺され、長男の Rajiv が後継。
- 1984** 12 月、Bhopal 州の Union Carbide 農薬工場でガス漏れが発生し、数千人が即死したが、その後さらに多くの死者および障害が残った被害者が発生。
- 1987** スリランカの民族紛争に平和軍事作戦部隊を配備。
- 1989** 大衆の支持を失った会議派が総選挙で敗退。
- 1990** インド軍、スリランカから撤退。
- 1990** ムスリム分離主義集団が Kashmir 地方で暴力的運動を開始。
- 1991** スリランカの Tamil Tigers を支持する自爆犯により Rajiv Gandhi が暗殺される。
- 1991** PV Narasimha Rao 首相の下で経済改革が始動。
- 1992** ヒンドゥー過激派が Ayodhya のモスクを破壊。これをきっかけにヒンドゥーとムスリム間の武力衝突が発生。
- 1996** ヒンドゥー・ナショナリスト BJP が単独最大政党として台頭した結果、会議派は議会選挙で史上最悪の敗退。
- 1998** Atal Behari Vajpayee 首相の下で、BJP が連立政権を設立。
- 1998** 核実験を実施、その結果多くの国際機関から非難を受ける。
- 1999** 2 月 Vajpayee がバスでパキスタンを訪問、Nawaz Sharif 首相と会談し、二国間 Lahore 平和宣言を表明。
5 月 Kashmir 地方の緊張状態の結果、インド領 Kashmir の Kargil 一帯の凍りつく山岳地域でパキスタン軍との短期戦に発展。
10 月 東部 Orissa 州をハリケーンが通り、少なくとも 10,000 人が死亡。

- 2000** **5 月** インドで 10 億人目の国民が生まれる。
- 2001** **1 月** 西部 Gujarat 州で大地震が発生し、少なくとも 30,000 人が死亡。
4 月 国境衝突でインド兵 16 人とバングラデシュ兵 3 人が死亡。
高出力ロケットの発射実験で、大型人工衛星の軌道打ち上げが可能な国として認められる。
7 月 第 1 回印パ首脳会議で Vajpayee と Pervez Musharraf パキスタン大統領が 2 年ぶりに会談。この会談は Kashmir 問題をめぐる意見の相違で、両国間の進展はもとより共同声明にも至らなかった。
7 月 多発する政治スキャンダルと Musharraf パキスタン大統領との明らかな会談失敗を理由とする Vajpayee の退陣要求を BJP が却下。
9 月 1998 年の核実験が成功後、米国はインドとパキスタンに対する制裁措置を中止。この動きは米国主導テロ対策運動を支持した両国への褒賞と見られている。
10 月 Kashmir 地方を分断する管理ライン周辺で 1 年近く続く最も激しい銃撃戦において、インドがパキスタン駐屯地を銃撃
12 月 自爆テロが New Delhi の国会議事堂を襲撃、警官数名が死亡。この襲撃で銃撃隊員 5 人が死亡。
12 月 インドはパキスタンに対し、複数の制裁措置を行い、国会議事堂を襲った自爆攻撃の犯人とされる 2 つの Kashmir 過激派集団に法的措置を講じるよう強く要求した。パキスタンはこれに対し、同様の制裁措置で応酬した上で、1 月、同集団を非合法化した。
12 月 戦争勃発の不安が高まる中、インド、パキスタン両国は国境全域に軍を結集させた。
- 2002** **1 月** 核兵器搭載弾道ミサイル- Agni -の東部沿岸沖への発射実験に成功。
2 月 Gujarat 州 Godhra で発生した列車放火事件で Ayodhya から帰還したヒンドゥー巡礼者 59 人が死亡したことを受け、宗派間の流血が勃発。その後発生した暴動で、多くはムスリムだったが、1000 人を超える州民が犠牲になった。(ムスリムに発砲した罪を問われた警察隊と警察幹部は、2005 年の政府調査で事故だったと答えた。)
5 月 パキスタンが、核弾頭搭載中距離地対地ミサイル Ghauri 3 基の打ち上げ実験を実施。
インドとパキスタン政府間の論戦が激化。実戦の開始が近いとされた。
6 月 英米共に、国民にインドからの退避勧告を発出する一方で、戦争回避に向けて外交攻勢をかけた。

- 7月 インドのミサイル開発計画 APJ の元科学設計担当の Abdul Kalam が大統領に選出される。
- 2003** 8月 Bombay で発生した同時爆破事件で 50 人以上が死亡。
11月 インドがパキスタンの Kashmir 停戦宣言を受諾。
12月 インド、パキスタン両国が航空機の直行便運航開始と上空通過の許可に同意した。
- 2004** 1月 インド政府と Kashmir の分離主義集団間の情勢打開に向けた話し合いが行われる。
5月 会議派党が総選挙で圧勝。Manmohan Singh が首相に就任。
9月 ブラジル、ドイツおよび日本と共に国連安全保障理事会常任理事国への加盟申請開始。
11月 Kashmir 地方から軍の一部撤退を開始。
12月 インドネシア沿岸沖で発生した強力な海底地震による津波で数千人が死亡、南部沿岸域、Andaman 諸島および Nicobar 諸島のコミュニティが壊滅。
- 2005** 4月 インド領 Kashmir の Srinagar とパキスタン領の Muzaffarabad 間で 60 年ぶりにバス運行が開始。
7月 Mumbai (旧 Bombay) および Maharashtra 州で発生した熱帯性豪雨による洪水と地滑りで 1000 人以上が死亡。
10月 パキスタン領 Kashmir を震源とする地震で、インド領 Kashmir の住民 1000 人以上が死亡。
10月 Delhi で発生した爆破事件で 62 人が死亡。ほとんど無名の Kashmiri 過激集団が犯行声明を出した。
- 2006** 2月 インド史上最大の農村雇用計画が発足。およそ 6000 万世帯を貧困から救うことを目標とした。
3月 George W Bush 米大統領の訪印中に、米印間で原子力協力協定を締結。米国は、インドが核計画の安全保障を拡大することを条件に、インドに民間の核技術利用を許可した。
ヒンドゥー教徒巡礼都市である Varanasi で爆破事故が発生し 14 人が死亡。
5月 インド領 Kashmir で発生した数カ月間にわたる過去最大の襲撃で、イスラム過激派と見られる集団がヒンドゥー教徒 35 人を殺害。
7月 Mumbai で通勤時間帯の列車を狙った爆破攻撃で 180 人が死亡。捜査員はパキスタンを拠点とするイスラム過激派の犯行と指摘。
9月 西部 Malegaon 市内のモスク周辺で爆発が発生、31 人が死亡。

11 月 Hu Jintao 中国国家主席が 10 年ぶりにインドを訪問。

12 月 George W Bush 米大統領が 30 年ぶりに、原子炉および核燃料のインド輸出を許可する問題の法案を可決。

2007 2 月 New Delhi とパキスタン Lahore 市間を結ぶ列車の爆破および放火事件で、乗客 68 人が死亡。乗客の多くがパキスタン人であった。

偶発的核戦争の危険防止を意図した印パ協定が締結。

3 月 Chhattisgarh 州の毛沢東主義反政府勢力による夜襲攻撃で 50 人を超える警察官が死亡。

4 月 イタリアの商用衛星を搭載したインド初の商用宇宙ロケットが発射された。

5 月 Hyderabad 州の主要モスクで爆破事件発生し、9 人以上が死亡。その後の暴動でさらに数人が死亡した。

7 月 インド政府は HIV/エイズ患者数が前回調査のほぼ半数になったと発表。保健省は前回の推定 500 万人超に対し、合計 200 万ないし 310 万人と推定した。

Pratibha Patil がインドで最初の女性大統領に選出される。

2008 7 月 左翼派政党が問題視された米国間原子力協力協定をめぐって、支持を撤回した後に行われた信任投票で、会議派主導連立政権が勝利。投票後、一部の左翼派政党と地域政党は与党に抵抗する意図で新たな連合を結成し、政府の腐敗を指摘した。Gujarat 州で複数の爆破事件が発生し、49 人が死亡。Indian Mujahideen が犯行声明を出した。

11 月 Mumbai の主要観光地および商業地域で発生した銃撃集団による複数の組織攻撃で、およそ 200 人が死亡、数百人が負傷した。インド政府は、この攻撃をパキスタン人過激派の犯行とし、犯人に厳しい措置を講じるようパキスタン政府に要請。

12 月 インドはパキスタンとの和平交渉を『中断』すると発表。

2009 4 月 Mumbai 襲撃事件の唯一の生存容疑者の裁判が始まる。

5 月 会議派党が率いる統一進歩連合(UPA)が総選挙で勝利。投票は、4 月 16 日から 5 月 13 日まで 5 段階で実施された。Manmohan Singh が首相に返り咲き。

6 月 政府がインド会議派党(毛沢東主義者)を追放。

7 月 Delhi High Court が、インド刑法第 377 条(同性間の同意の上の性交渉を処罰する)は憲法違反であると裁定。[80c]

11 月 2002 年の Babri Masjid モスクの破壊についての Liberhan Commission の報告書が発行される。[60f]

出典: BBC ニュース: 別段の記載のない限り、Timeline India 2009 年 8 月 19 日改訂版による。[32a]

[目次に戻る](#)
[出典リストへ](#)

附録 B 政党

(出典: 別段の記載がない限り [1] [5h] [7f] [32m] [32l])

2009 年総選挙の候補者は、総数 1,055 の政党所属であった。(2009 年 3 月 30 日 BBC ニュース) [32ai] 以下は主要政党である。

Akali Dal 別名 Shiromani Akali Dal

1920 年に結成されたシク教徒の政党で、シク教徒の独立国家を要求。1985 年の Punjab 州和平合意以来、この要求は放棄された。1997 年に BJP と連立政党を結成したが、2002 年に Punjab 州議会選挙で敗北した。2004 年の総選挙での強力な選挙活動で、Punjab 州の 13 議席中 10 議席を獲得した。現在、北部 Punjab 州の野党第 1 党である。 [32m]

All India Anna Dravida Munnetra Kazhagam (All India Anna Dravidian Progressive Association: AIADMK)

Tamil Nadu 州を支持基盤とする政党で本部は Chennai (旧 Madras) にある。DMK の分派として 1972 年に結成。BJP の協力政党として 1988 年の総選挙に参加、選挙後に BJP 主導連立政府に加入した。しかし、1999 年 4 月に支持を撤回した結果、政府は崩壊し、新たな総選挙が行われた。 [32m] 党首は Jayaram Jayalalitha で、2001 年から州首相を務める。 [7c] 2004 年総選挙では BJP との連携に失敗し、Tamil Nadu 州での議席獲得数は 1 議席であった。 [32m]

All India Forward Bloc

Netaji Subhash Chandra Bose が 1940 年に設立。主要産業の国営化、土地改革と再配分等の社会主義的目標を掲げる。West Bengal 州の CPI-M の少数派マルクス・レーニン主義連立政党。事務局長は Debabrata Biswas。 (党員 900,000 人) [1]

All India Majlis-e-Ittehadul Muslimen

All India Trinamool Congress

2004 年に Nationalist Congress Party の Sangma 派と合併。党首は Mamata Banerjee。 [1]

Asom Gana Parishad (AGP) (Assam People's Council)

1985 年創設。 All Assam Gana Sangram Parishad と All Assam Students' Union (総裁は Keshab Mahanta) を支持基盤とする。インドの多様性統一と Assam 州統一を支持する。総裁は Mr Brindaban Goswami。[1] [7c] AGP は 2005 年に分裂。創設者は Prafulla Kumar Mahanta 総裁で、追放された後、独立組織 AGP-Progressive (P) を結成。元の AGP 総裁は Brindaban Goswami。[7c]

Bahujan Samaj Party (BSP) (Majority Society Party)

指定カーストの擁護組織として 1980 年に結成され、Uttar Pradesh 州に強力な支持基盤を持つ。1996 年に BJP の連立政権に参加するが、短期間で脱退。総裁は Mayawati。直近の選挙で 19 議席(投票数の 5.4%) を獲得。Harijans (不可触民) の権利向上を目指す。[63] [1]

Bharatiya Janata Party (Indian People's Party) (BJP)

連立体制を支配する 24 政党で構成される National Democratic Alliance (NDA) の主軸政党で、1998 年に政権を握って以来、世俗的な NDA 連合パートナーを取り込む意図で、親団体のヒンドゥー至上主義との関係を抑制している。BJP は 1980 年に、Janata Party から離脱して結成された。右翼系ヒンドゥー政党である。BJP とその連合政党 (NDA) は 2004 年総選挙での驚異的敗北で当初の路線に復帰した。Atal Behari Vajpayee 前首相は穏健派指導者と見られる一方、前副首相と現 BJP 議長 L.K. Advani は、強硬派を主導する。党員数は 1050 万人。[5h] [63] [1]

Biju Janata Dal (BJD)

Janata Dal 最高指導部の不当な扱いにより BJD を結成した Orissa 州の Janata Da 州政府をほぼ構成する。Orissa 州与党。BJP の協力政党。党首は Naveen Patnaik (Orissa 州首相)。

Communist Party of India (CPI)

1925 年創設。労働者階級主導の社会主義社会の設立を支持し、最終的には共産主義社会の樹立を目指す。9 人構成の中央事務局を設置。West Bengal 州、Bihar 州および Kerala 州に支持基盤を持つ。事務局長は Ardhendu Bhushan Bardhan。CPI は Election Commission of India の認める「全国政党」である。中央レベルでは 国民会議派率いる統一進歩連合を支持するが、入閣はしなかった。CPI は直近の選挙で 43 議席(投票数の 5.7%) を獲得した。[63] [1]

Communist Party of India - Marxist (CPI-M)

Communist Party of India の分派として 1964 年に創設され、独立政党の地位を維持。87 人の委員および 15 人の政治局員で構成する中央委員会によって運営される。2000 年 10 月、Election Commission は CPI-M の地位を全国政党から州政党に降格した。CPI(M)は直近(2004 年 5 月)の選挙で投票数の 5.5%を得票し、43 議席を獲得した。同党はインド国民会議派率いる統一進歩連合を支持するが、入閣はしていない。West Bengal 州および Tripura 州の左翼戦線政権に参加している。同党は Kerala 州政権の Left Democratic Party に参加する。Tamil Nadu 州では Progressive Democratic Alliance と連合政権を組む。書記長は Prakash Karat。CPI (M) 議員 Somnath Chatterjee は下院 (2004) 議長を務める。CPI(M)はインド議会第 3 の政党であり、会議派主導連立政権の重要な連合パートナーである。Karat の妻 Brinda は、女性として初めて党の最高決定機関である 18 人構成の政治局に選出された。2006 年の党員総数は 975,799 人であった。[32d] [1]

Dravida Munnetra Kazhagam (DMK)

1949 年結成。連邦主義拡大を支持する。北部州で優位を占める。支持基盤は Tamil Nadu 州だけで、主として州の多数を占める指定カーストに支持を集める。1972 年、党の 1 派が離党して AIADMK を結成。National Democratic Alliance の連合政党。代表は Muthuvel Karunanidhi (総裁)。DMK は 2004 年の選挙で 16 議席を獲得した。[32n]

Indian National Congress (INC)

Indira Gandhi の下で独立政党として 1969 年に創設。当初は Indian National Congress として知られ、その後インド国民会議派 (インディラ) と改名。インド独立の責を担った党で、その後 50 年間のうち 45 年間にわたって Nehru、その娘である Indira Gandhi (会議派インディラ) および孫の Rajiv Gandhi が政権を主導した。インド全域に支持基盤を得たが、1998 年、ムスリムや指定カースト等の保守的有権者の信頼を失い、北部州で大敗を喫し、西部州でも一部議席を失った。1998 年 4 月、故 Rajiv Gandhi 夫人の Sonia Gandhi が会議派(インディラ)の総裁に就任した。2003 年 12 月、会議派は積極的に連合政党を採る姿勢を示した。2004 年の総選挙で BJP の支配が終結し、Sonia Gandhi 退陣後に後継した Manmohan Singh 首相率いる新たな左翼系連立政権、統一進歩連合が誕生した。INC 政党連合は議会選挙で 217 議席 (投票数の 35.8%)を獲得した。[63] [1]

Indian Union Muslim League

Kerala 州のムスリムの利益を重視する。

Jammu and Kashmir National Conference (JKNC)

Srinagar に本部を置く。旧 All Jammu and Kashmir National Conference。1931 年創設、1939 年に改名し、1975 年に活動を再開した。州の自治権と信頼ある自治を求めて活動する州政党。中央政府に参加する。総裁は Omar Abdullah。(党員数 100 万人) [1]

Jammu & Kashmir Peoples Democratic Party (JKPDP)

Janata Dal (統一派)

1999 年の下院選挙直前に結成。National Democratic Alliance 内で BJP との連合をめぐって Janata Dal に分派。JD(U)は連携を支持した。別の地域政党 Samata と合併。Bihar に強い支持基盤を持つ。George Fernandes は中央政府の幹部である。総裁は Sharad Yadav。同党は BJP と政党連合を組み、2005 年に Bihar 州議会選挙で Laloo Prasad Yadav 率いる Rashtriya Janata Dal に圧勝した。2004 年の選挙で大敗し、獲得議席数はわずか 8 席に留まった。[32m] [7c]

Janata Dal (世俗派)

Janata Dal の小分派で BJP との政党連合に反対し、Janata Dal (世俗派)を結成した。H.D. Deve Gowda 前首相が党首。

Jharkhand Mukti Morcha

与党連立政権、統一進歩連合の協力政党。党首は Shibu Soren。 [1]

Kerala Congress (M)

Kerala 州のキリスト教徒の利益を主張する。

Lok Jan Shakti Party (LJSP)

Janata Dal – 統一派の分派として 2000 年に創設。左派。総裁は Ram Vilas Paswan 。 [1]

Marumalarchi Dravida Munnetra Kazhagam

Nationalist Congress Party (NCP)

会議派の分派として 1999 年に創設。 2004 年 1 月に 2 派 –Sharad Pawar 派と Purno Shangma 派に分裂。 Shangma 派は All India Trinamool Congress と合併した。 Maharashtra 州議会選挙後、会議派と共に連立政権を結成。NCP は 2004 年の選挙で 18 議席を獲得した。 [32n] [1] Pawar は現在、連邦政府で会議派率いる UPA 政権の中央政府の大臣を務める。 [7c]

Pattali Makkal Katchi

党首は Dr Anbumani Ramdoss。 [1]

Rashtriya Janata Dal (RJD) (National People's Party)

Janata Dal の分派として 1997 年に創設。Bihar 州の Yadav 後進カーストおよびムスリムから支持される。党首は Lalu Prasad Yadav。RJD は会議派の主要な連合政党で、2004 年の選挙では 23 議席を争い 19 議席を獲得した。会議派-RJD 連合は Bihar 州で 40 議席中 26 議席を獲得した。 [32n] [1] 党首 Lalu Prasad Yadav は中央政府の鉄道相を務める。

Republican Party of India (RPI)

1952 年結成。2003 年までに 10 の派閥に分裂。3 大派閥は Prakash Rao Ambedkar、Ramdas Athavale および R. S. Gavai をそれぞれ長とする。 [1]

Revolutionary Socialist Party

CPI-M と連携する少数派マルクス・レーニン主義党で、支持基盤は West Bengal 州。幹部：Debarata Bandopadhyay、Abani Roy。

Samajwadi Party (社会党)

特定の後進カーストおよびムスリムの積極的推進者として V.P. Singh の Janata Dal から出現。雇用、教育機関への留保制度を支援する。支持基盤は Uttar Pradesh 州に限られる。指導者は Mulayam Singh Yadav。

Mulayam Singh Yadav は Uttar Pradesh 州首相である。 [7c]

Samajwadi Janata Party (SJP)

Chandra Shekhar 前首相を長とする無所属党。

Samata Party

V.P. Singh の Janata Dal から離脱。主に Bihar 州および Uttar Pradesh 州の後進カーストに支持される。代表は George Fernandes。Bihar 州第 1 党の Janata Dal United とアイデンティティを完全に同化した。 [7c]

Shiromani Akali Dal (SAD)

Punjab 州の有力な農村コミュニティ Jat Sikh が支配するシク教徒の中道派政党。連邦主義の拡大を支持する BJP の強力な協力政党。党首は Prakash Singh Badal である(詳細な説明に関しては Akali Dal を参照)。

Shiv Sena (Shiva's Army)

Shiv Sena は NDA に所属し、BJP よりも強硬派路線であり、Maharashtra 州都の Mumbai (旧 Bombay) を拠点とする。[5h] BJP の重要な協力政党。[32m] は Mumbai で強力な存在感を示す Maharashtra 州を拠点とする超国家主義的ヒンドゥー政党で、インドで最も保守的かつ好戦的な右翼指導者の 1 人である Bal Thackeray が党首を務める。

「この政党は過去数年間にわたって、宗教および民族に対する狂信的愛国主義を促進する一方で、少数派、特にムスリムを標的にしたと評された。BJP の重要な協力政党。西部 Maharashtra 州は現在も、1995 年に最初の州政府を形成した Shiv Sena の主要支持基盤である。」 [32m]

Tamil Maanila Congress (TMC)

TMC は 2002 年に会議派に復帰した。AIADMK との選挙戦に向けた Rao の決定を不服として 1996 年に会議派(I)から離脱。方針は会議派(I)とほぼ同じである。支持基盤は Tamil Nadu 州に限られる。

Telangana Rashtra Samithi

2001 年に創設。 [1]

Telugu Desam Party (NAIDU)

1982 年に Telugu の映画スター、N.T. Rama Rao によって結成された。同氏は 1996 年に他界した。Andhra Pradesh 州を基盤とし、地元の有力中間カーストの支持を集める。代表は Andhra Pradesh 州首相 N. Chandrababu Naidu。2004 年の議会選挙で敗れ下野した。現在も中央レベルで BJP を支援する。 [32m]

[目次に戻る](#)

[出典リストへ](#)